

令和 5 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年定例監査、令和3年定例監査、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年定例監査、令和4年工事監査、令和3年度各会計歳入歳出決算審査、令和4年財政援助団体等監査及び令和3年・令和4年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月6日

東京都監査委員	伊藤 ゆう
同	伊藤 こういち
同	茂垣 之雄
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	9
令和2年定例監査	18
令和3年定例監査	19
令和2年度公営企業各会計決算審査	20
令和4年定例監査	21
令和4年工事監査	27
令和3年度各会計歳入歳出決算審査	43
令和4年財政援助団体等監査	44
令和3年・令和4年行政監査	72

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）は、知事等関係機関が令和4年10月から令和5年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象375件から前回までに措置済みとなっている245件を差し引いた130件のうち、104件（指摘：96件、意見・要望：8件）が改善された。残る26件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置50件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組168件、合計218件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 過大に交付した補助金の返還
- ・ 業務フローの見直しやチェックリストの作成など、マニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
令和 2年	定例監査	令和2.1.7 ～ 令和3.1.28	指 摘	69	68	1	0
			意見・要望	7	7	—	0
			計	76	75	1	0
令和 3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指 摘	70	69	1	0
			意見・要望	4	1	1	2
			計	74	70	2	2
	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指 摘	2	1	—	1
			意見・要望	2	1	1	0
			計	4	2	1	1
令和 4年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	指 摘	92	72	8	12
			意見・要望	3	1	1	1
			計	95	73	9	13
	工事監査	令和4.1.11 ～ 令和5.1.12	指 摘	27	—	26	1
			意見・要望	1	—	1	0
			計	28	—	27	1
	公営企業各会計 決算審査	令和4.6.1 ～ 令和4.9.6	指 摘	3	2	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	2	—	1
	各会計歳入歳出 決算審査	令和4.7.11 ～ 令和4.9.6	指 摘	25	23	2	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	25	23	2	0
	財政援助団体等監査	令和4.9.5 ～ 令和5.2.3	指 摘	50	—	46	4
			意見・要望	8	—	4	4
			計	58	—	50	8
	行政監査	令和3.12.20 ～ 令和5.2.10	指 摘	12	—	12	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	12	—	12	0
合 計			指 摘	350	235	96	19
			意見・要望	25	10	8	7
			計	375	245	104	26

(表 2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件、%)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
令和2年	指 摘	111	110	1	1	100	0
	意見・要望	13	13	—	—	100	0
	計	124	123	1	1	100	0
令和3年	指 摘	117	115	2	1	99.1	1
	意見・要望	10	6	4	2	80.0	2
	計	127	121	6	3	97.6	3
令和4年	指 摘	209	97	112	94	91.4	18
	意見・要望	12	1	11	6	58.3	5
	計	221	98	123	100	89.6	23

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分		令和 2年	令和 3年		令和 4年				計	
		定例	定例	公営企業 各会計 決算審査	定例	工事	各会計 歳入歳出 決算審査	財政援助 団体等		行政
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	1	—	18	—	19
		—	—	—	—	1	—	18	—	19
	イ 財産・物品 管理	—	—	—	3	—	—	2	—	5
		—	—	—	3	1	—	2	—	6
	ウ 会計処理	1	—	1	—	—	1	1	—	4
		1	—	1	—	—	2	1	—	5
	エ 事務処理等	—	—	—	2	3	—	8	4	17
		—	—	—	2	5	—	9	4	20
	小計	1	—	1	5	4	1	29	4	45
		1	—	1	5	7	2	30	4	50
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	—	2	—	2	
		—	—	—	—	1	—	4	—	5
	イ 契約・仕様等の 見直し	—	2	—	3	—	—	3	3	11
		—	2	—	3	—	—	5	3	13
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	—	1	8	—	12	4	25
		1	—	1	5	14	—	35	5	61
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	15	1	4	1	21
		—	1	—	7	27	2	40	12	89
	小計	—	2	—	4	23	1	21	8	59
		1	3	1	15	42	2	84	20	168
合計	1	2	1	9	27	2	50	12	104	
	2	3	2	20	49	4	114	24	218	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

トンネル換気塔の外壁パネルについて、剥落の予防に必要な維持補修を行うとともに、日常巡回及び定期点検で確認することとしたもの

p. 22 港湾局 No. 8 (令和4年定例監査)

指摘の概要

港湾局は、臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネルが剥落したため、工事により、新造の外壁パネルと交換した。

剥落の原因について、局が受注者に確認したところによると、躯体にパネルを固定するボルトの抜け、ゆるみが原因とのことであった。

換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上が経過しているため、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、局はこれらを行っていなかった。

そこで、道路や航路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について、予防策を講じるよう求めた。

措置の概要

局は、外壁パネルの点検及びボルトにゆるみがあった場合の増し締めを行った。

施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、合いマーク（ボルトのゆるみを目視するためにつけたマーク）の状態を定期点検でチェックすることとした。

特殊人孔の管きょ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更したもの

p. 38 下水道局 No. 36 (令和4年工事監査)

指摘の概要

下水道局は、特殊人孔（大きなマンホール）を設置する工事を行っている。

手引では、特殊人孔の管きょ開口部の設計に当たっては、開口部同士の間隔が狭い場合、間に挟まれた壁の断面力（外力に抵抗する構造部材内部に生じる力）を算定することとしている。しかし、設計図面や構造計算について見ると、手引に基づいた断面力の算定をしていなかった。監査を受けて検証した結果、開口部周辺に設置された鉄筋量が不足し、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明した。

そこで、特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、特殊人孔の管きょ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更した。

また、設計図書を確認する際のチェックリストに、特殊人孔の管きょ開口部の設計が手引に準じているか確認する項目を追加し、職場研修等を通じて、再発防止を図った。

過大に交付した補助金の返還を受けるとともに、補助金制度に係る保育施設への説明方法を改善したもの

p. 47～52 社会福祉法人等・福祉保健局 No. 50～57 (令和4年財政援助団体等監査)
指摘の概要

保育施設を運営している社会福祉法人等の団体に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業等に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、8団体に対し補助金が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

措置の概要

過大に交付した補助金について、各団体から返還を受けた。

局は、補助制度に係る団体向けの説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、ホームページに掲載した。

加えて、本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネットで配信し、より多くの保育施設の担当者が確認できるようにした。

駐車可能台数の相違により生じた駐車料金等の不足分の追加支払を受けるとともに、駐車料金等のあん分基準について定期的に確認を行うことで再発防止を図ったもの

p. 65 株式会社東京交通会館・交通局 No. 83 (令和4年財政援助団体等監査)
指摘の概要

株式会社東京交通会館は、交通会館ビル内の駐車場を交通局と区分所有し、駐車料金収入等の管理業務を局から受託している。駐車料金等は、賃貸管理業務の細目で定められた会社・局の駐車可能台数の割合により、あん分した額とされている。

そこで、あん分の基準となる細目における駐車可能台数について確認したところ、現況と1台分の相違があることが認められた。これにより会社から局に対し、追加支払が必要な状況となっていた。このような状況が生じたのは、細目改定時の協議の際に、会社及び局の双方の確認が不十分であったこと、その後も現地の台数との差異が確認されなかったことなどによるものである。

そこで、会社及び局は駐車料金の精算を行うとともに、細目等の改定の際には改定内容を確認し、算定上重要な要素である駐車可能台数の確認を定期的に行うよう求めた。

措置の概要

会社及び局は、細目における駐車可能台数を改正し、駐車料金等の精算を行い、局は会社から追加支払を受けた。

また、会社及び局は、契約改定時の業務フローを見直した。加えて、局はチェックリストを作成し、それを活用して、定期的に現地を確認することとした。

駐車場における表示を利用者の視点を重視して追加したもの

p. 71 建設局 No. 92 (令和4年財政援助団体等監査)

意見・要望の概要

大規模改修を終え、再開場した八重洲駐車場の地下のトイレについて、監査日現在、他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況だった。

そこで、建設局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応するよう要望した。

措置の概要

局は、天井から吊るされた既設の施設案内表示などにトイレの表示を追加した。

また、指定管理者の施設点検において、利用者視点を重視した確認を行うこととした。

一般廃棄物の収集運搬委託契約において、近接した地域では同一の仕様書とし、統一した予定単価を用いること等により、積算を適切に行うこととしたもの

p. 73 福祉保健局 No. 94 (令和3年・令和4年行政監査)

指摘の概要

福祉保健局は、宿泊療養施設から出る一般廃棄物の収集運搬を委託している。

この委託契約の予定単価について見たところ、仕様内容や想定排出量が同じであり、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じている事例など、予定単価が異なる合理的な理由が認められず、経済的な積算とはいえない状況が複数認められた。

そこで、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算するよう求めた。

措置の概要

局は、一般廃棄物収集運搬委託契約において、近接した施設で同じ仕様内容のものとは同一の仕様書によることとし、統一した予定単価による積算を行った。

加えて、積算の根拠資料を残し予定単価を適切に積算するよう、通知文により指示することで、再発防止の徹底を図った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和2年定例監査											
【指摘事項】											
1	福祉保健局	建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの			◎					○	18
令和3年定例監査											
【指摘事項】											
2	福祉保健局	個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの							◎	○	19
【意見・要望事項】											
3	福祉保健局	安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直し検討について							◎		19
令和2年度公営企業各会計決算審査											
【意見・要望事項】											
4	交通局	貸倒引当金に係る注記の記載について			◎					○	20
令和4年定例監査											
【指摘事項】											
5	建設局	（単価契約工事について）河川維持工事単価契約の指示手続が適正に行われるよう運用を改めるべきもの							◎	○	21
6	建設局	（単価契約工事について 特殊製品組合せ費について）工種を設定し単価を定めるべきもの			◎					○	21
7	建設局	（単価契約工事について 特殊製品組合せ費について）想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの			◎					○	22
8	港湾局	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの	◎							○	22
9	東京消防庁	（映像位置情報共有システムについて）災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの							◎	○	23
10	教育庁	（消防用設備等の維持管理について）適正な消火器を設置すべきもの	◎							○	23
11	教育庁	（消防用設備等の維持管理について）消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの	◎							○	24

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁		
			1				2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
12	教育庁	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの								◎	○	○	25
【意見・要望事項】													
13	産業労働局	都立職業能力開発センター・校に配備するファクシミリの賃借について								◎	○		26
令和4年工事監査													
【指摘事項】													
14	財務局	型枠工の積算を適正に行うべきもの								◎	○		27
15	生活文化スポーツ局	建物管理業務の報告について受託者を適切に指導・監督すべきもの									◎		27
16	住宅政策本部	土留工の施工管理を適切に行うべきもの									◎		28
17	環境局	補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行うべきもの	○								◎		29
18	産業労働局	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの				◎				○	○		30
19	中央卸売市場	鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの									◎		31
20	中央卸売市場	ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行うべきもの								○	◎		31
21	建設局	園路舗装の積算を適正に行うべきもの								○	◎		32
22	建設局	地下歩道改修工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの								○	◎		32
23	建設局	既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行うべきもの									◎		33
24	建設局	ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの	◎							○	○		33
25	港湾局	転落防止柵の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○		34
26	港湾局	外部手すりの単価設定を適正に行うべきもの									◎		34
27	港湾局	船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎		34
28	港湾局	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの								◎	○		35
29	東京消防庁	杭工事の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○		35
30	東京消防庁	ポンプユニットの積算を適正に行うべきもの								◎	○		35
31	東京消防庁	充填材の積算を適正に行うべきもの								◎	○		36
32	交通局	開口部における安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督すべきもの									◎		36
33	水道局	(浄水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を適切に行うべきもの									◎		37
34	水道局	(浄水場関連施設の工事について) 外壁タイル張りの単価設定を適正に行うべきもの									◎		37
35	水道局	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎		38
36	下水道局	特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うべきもの				○				○	◎		38
37	下水道局	コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの				○				◎	○		39
38	下水道局	工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの				◎	○			○			40
39	教育庁	危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきもの								◎	○		41
【意見・要望事項】													
40	港湾局	防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて				◎					○		42

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和3年度各会計歳入歳出決算審査											
【指摘事項】											
41	教育庁	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの			◎					○	43
42	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			○					◎	43
令和4年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
43	総務局（東京都公立大学法人）	契約変更手続を適切に行うべきもの								○◎	44
44	総務局（東京都公立大学法人）	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの							◎	○	44
45	生活文化スポーツ局（学校法人愛国学園）	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎						○		45
46	生活文化スポーツ局（学校法人桃園学園）	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（ア）	◎						○		45
47	生活文化スポーツ局（学校法人松かぜ学園）	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（イ）	◎						○		46
48	生活文化スポーツ局（学校法人科学技術学園）	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	◎						○		46
49	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの								◎	47
50	福祉保健局（社会福祉法人こぼと会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ア）	◎						○	○	47
51	福祉保健局（社会福祉法人紫峰会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（イ）	◎						○	○	48
52	福祉保健局（社会福祉法人清心福祉会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ウ）	◎						○	○	49
53	福祉保健局（社会福祉法人妙泉会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（エ）	◎						○	○	50
54	福祉保健局（社会福祉法人やすらぎ会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（オ）	◎						○	○	50
55	福祉保健局（社会福祉法人六踏園）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（カ）	◎						○	○	51
56	福祉保健局（社会福祉法人わらしこの会）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（キ）	◎						○	○	51
57	福祉保健局（バルカント保育園）	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ク）	◎						○	○	52
58	産業労働局（公益財団法人東京都環境公社）	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	◎						○		52
59	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの				◎			○		53
60	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの					◎		○		53
61	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	分取林契約に係る解除契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの							◎		54
62	中央卸売市場（東京八王子青果株式会社）	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの（地方卸売市場施設整備事業）							◎		54
63	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について）緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの						○	◎	○	55
64	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について）不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの							◎	○	55
65	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について）建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握すべきもの	◎						○	○	56
66	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について）工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの							◎	○	56
67	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの							◎	○	56
68	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの（経理の区分）				◎			○		57
69	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（更新未了となった排水設備について）テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの						○	◎	○	57

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁			
			1				2							
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
70	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの									◎	58		
71	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）発生材の処分について履行確認を行うべきもの				◎				○	○	58		
72	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの				◎					○	59		
73	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの				◎					○	59		
74	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの								◎	○	60		
75	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	規程に従って契約事務を行うべきもの								◎	○	60		
76	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	（契約変更について）契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの								◎	○	61		
77	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	（契約変更について）契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	◎								○	○	61	
78	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	◎									○	62	
79	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの					◎					○	62	
80	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの				◎					○	○	63	
81	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	◎									○	○	63
82	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの				◎							○	64
83	交通局（株式会社東京交通会館）	駐車料金の追加支払等精算を行うべきもの	◎				○					○	○	65
84	水道局（東京水道株式会社）	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの								◎	○	○	65	
85	水道局（東京水道株式会社）	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの									○	◎	○	66
86	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの							◎				○	67
87	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	（委託料に係る概算払について）契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの											◎	67
88	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの								◎			○	68
【意見・要望事項】														
89	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	長期修繕計画について							◎				○	69
90	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	委託金額の支払要件の整理について							◎				○	70
91	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）都が実施する大規模改修について										◎	○	70
92	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）利用者の視点を重視した表示について	◎									○		71
令和3年・4年行政監査														
【指摘事項】														
93	福祉保健局	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきもの									◎		○	72
94	福祉保健局	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）予定単価を適切に積算すべきもの									◎		○	73
95	福祉保健局	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの								◎			○	74
96	福祉保健局	（宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について）精算を適正に行うべきもの									◎		○	74
97	福祉保健局	（宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について）送料を適正な科目で支出すべきもの										◎	○	75

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
98	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの				◎				○	75
99	福祉保健局	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に関し必要な措置を定めるべきもの				◎				○	76
100	福祉保健局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの				◎				○	76
101	産業労働局	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について) 管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うべきもの							◎	○	77
102	産業労働局	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について) 個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について、事前に申請・承諾等を行うよう受託者を指導し、管理を適正に行うべきもの							◎	○	77
103	産業労働局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの				◎			○	○	78
104	産業労働局（公益財団法人東 京都中小企業振興公社）	補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの (新型コロナウイルス感染症対策事業)								◎	78

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分						頁		
				1			2					
				アイウ	エ		アイウ	エ				
【会計処理 (歳入・収入)】												
41	教育庁	3決算	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの			◎				○	43	
42	教育庁	3決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			○				◎	43	
【収入 (その他)】												
59	産業労働局 (公益財団法人東京都農林水産振興財団)	4財援	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの			◎				○	53	
73	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	4財援	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの			◎				○	59	
74	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	4財援	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの						◎	○	60	
83	交通局 (株式会社東京交通会館)	4財援	駐車料金の追加支払等精算を行うべきもの	◎		○				○	65	
【契約 (仕様・積算)】												
6	建設局	4定例	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 工種を設定し単価を定めるべきもの			◎				○	21	
7	建設局	4定例	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの			◎				○	22	
58	産業労働局 (公益財団法人東京都環境公社)	4財援	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	◎						○	52	
85	水道局 (東京水道株式会社)	4財援	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの						○	◎	66	
99	福祉保健局	4行政	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に関し必要な措置を定めるべきもの			◎				○	76	
【契約 (履行確認)】												
12	教育庁	4定例	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの						◎	○	25	
90	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	4財援	委託金額の支払要件の整理について			◎				○	70	
101	産業労働局	4行政	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について) 管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うべきもの							◎	77	
【契約 (その他)】												
2	福祉保健局	3定例	個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの						◎	○	19	
3	福祉保健局	3定例	安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直し検討について						◎		19	
5	建設局	4定例	(単価契約工事について) 河川維持工事単価契約の指示手続が適正に行われるよう運用を改めるべきもの						◎	○	21	
9	東京消防庁	4定例	(映像位置情報共有システムについて) 災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの						◎	○	23	
10	教育庁	4定例	(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの		◎					○	23	
11	教育庁	4定例	(消防用設備等の維持管理について) 消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの		◎					○	24	
13	産業労働局	4定例	都立職業能力開発センター・校に配備するファクシミリの賃借について						◎	○	26	
43	総務局 (東京都公立大学法人)	4財援	契約変更手続を適切に行うべきもの							○	◎	44
44	総務局 (東京都公立大学法人)	4財援	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの							◎	○	44
49	都市整備局 (株式会社多摩ニュータウン開発センター)	4財援	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの								◎	47
63	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(指定店工事について) 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの					○		◎	○	55

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
64	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（指定店工事について）不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの							◎	○	55
65	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（指定店工事について）建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握すべきもの	◎						○	○	56
66	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（指定店工事について）工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの							◎	○	56
67	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの							◎	○	56
68	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの（経理の区分）				◎				○	57
69	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（更新未了となった排水設備について）テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの					○		◎	○	57
70	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの								◎	58
71	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）発生材の処分について履行確認を行うべきもの				◎			○	○	58
72	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの				◎				○	59
75	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	規程に従って契約事務を行うべきもの							◎	○	60
76	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	（契約変更について）契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの							◎	○	61
77	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	（契約変更について）契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	◎						○	○	61
78	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	◎							○	62
82	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	4財援	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの		◎						○	64
84	水道局（東京水道株式会社）	4財援	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの							◎	○	65
91	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	4財援	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）都が実施する大規模改修について							◎	○	70
92	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	4財援	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）利用者の視点を重視した表示について		◎						○	71
102	産業労働局	4行政	（協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について）個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について、事前に申請・承諾等手続を行うよう受託者を指導し、管理を適正に行うべきもの							◎	○	77
【会計処理（歳出・支出）】												
87	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	4財援	（委託料に係る概算払について）契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの								◎	67
88	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	4財援	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの							◎	○	68
93	福祉保健局	4行政	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきもの							◎	○	72
96	福祉保健局	4行政	（宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について）精算を適正に行うべきもの							◎	○	74
97	福祉保健局	4行政	（宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について）送料を適正な科目で支出すべきもの							◎	○	75
98	福祉保健局	4行政	（宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について）各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの				◎				○	75

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
104	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	4行政	補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの（新型コロナウイルス感染症対策事業）								◎	78
【補助金等】												
45	生活文化スポーツ局（学校法人愛国学園）	4財援	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	45
46	生活文化スポーツ局（学校法人桃園学園）	4財援	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（ア）	◎							○	45
47	生活文化スポーツ局（学校法人松かぜ学園）	4財援	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（イ）	◎							○	46
48	生活文化スポーツ局（学校法人科学技術学園）	4財援	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	46
50	福祉保健局（社会福祉法人こぼと会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ア）	◎							○	47
51	福祉保健局（社会福祉法人紫峰会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（イ）	◎							○	48
52	福祉保健局（社会福祉法人清心福祉会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ウ）	◎							○	49
53	福祉保健局（社会福祉法人妙泉会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（エ）	◎							○	50
54	福祉保健局（社会福祉法人やすらぎ会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（オ）	◎							○	50
55	福祉保健局（社会福祉法人六路園）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（カ）	◎							○	51
56	福祉保健局（社会福祉法人わらしこの会）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（キ）	◎							○	51
57	福祉保健局（ベルカント保育園）	4財援	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ク）	◎							○	52
60	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	4財援	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの						◎		○	53
62	中央卸売市場（東京八王子青果株式会社）	4財援	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの（地方卸売市場施設整備事業）								◎	54
86	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	4財援	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの						◎		○	67
【財産管理】												
1	福祉保健局	2定例	建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの			◎					○	18
80	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの			◎					○	63
【設計】												
33	水道局	4工事	（浄水場関連施設の工事について）施工条件の明示を適切に行うべきもの								◎	37
36	下水道局	4工事	特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うべきもの				○				◎	38
40	港湾局	4工事	防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて				◎				○	42
【積算（単価設定）】												
19	中央卸売市場	4工事	鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの								◎	31
21	建設局	4工事	園路舗装の積算を適正に行うべきもの								◎	32
25	港湾局	4工事	転落防止柵の単価設定を適正に行うべきもの								◎	34
26	港湾局	4工事	外部手すりの単価設定を適正に行うべきもの								◎	34
29	東京消防庁	4工事	杭工事の単価設定を適正に行うべきもの								◎	35
30	東京消防庁	4工事	ポンプユニットの積算を適正に行うべきもの								◎	35
34	水道局	4工事	（浄水場関連施設の工事について）外壁タイル張りの単価設定を適正に行うべきもの								◎	37
94	福祉保健局	4行政	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）予定単価を適切に積算すべきもの								◎	73
95	福祉保健局	4行政	（一般廃棄物収集運搬委託契約について）収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの								◎	74

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【積算（数量算出等）】													
14	財務局	4工事	型枠工の積算を適正に行うべきもの							◎	○	27	
31	東京消防庁	4工事	充填材の積算を適正に行うべきもの							◎	○	36	
37	下水道局	4工事	コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの				○			◎	○	39	
【積算（諸経費等）】													
22	建設局	4工事	地下歩道改修工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの								○	◎	32
【施工】													
15	生活文化スポーツ局	4工事	建物管理業務の報告について受託者を適切に指導・監督すべきもの									◎	27
16	住宅政策本部	4工事	土留工の施工管理を適切に行うべきもの									◎	28
17	環境局	4工事	補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行うべきもの			○						◎	29
20	中央卸売市場	4工事	ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行うべきもの								○	◎	31
23	建設局	4工事	既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行うべきもの									◎	33
24	建設局	4工事	ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの	◎							○	○	33
27	港湾局	4工事	船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎	34
32	交通局	4工事	開口部における安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督すべきもの									◎	36
35	水道局	4工事	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎	38
39	教育庁	4工事	危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきもの								◎	○	41
【設計・施工】													
18	産業労働局	4工事	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの					◎			○	○	30
【システム】													
100	福祉保健局	4行政	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの					◎				○	76
103	産業労働局	4行政	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの					◎			○	○	78
【その他】													
4	交通局	2公決	貸倒引当金に係る注記の記載について					◎				○	20
8	港湾局	4定例	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの			◎						○	22
28	港湾局	4工事	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの								◎	○	35
38	下水道局	4工事	工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの					◎	○			○	40
61	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	4財援	分収林契約に係る解除契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの								◎		54
79	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの					◎				○	62
81	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	4財援	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	◎							○	○	63
89	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	4財援	長期修繕計画について					◎				○	69

〔令和2年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
1	福祉保健局	建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの	<p>局が行った、建設仮勘定の本勘定への振替に関する会計処理の状況を見たところ、以下のような問題点が認められた。</p> <p>① 本勘定への振替等について 既に建設工事が終了し全ての代金の支払を完了しており、本勘定への振替が確実に必要であるにもかかわらず、振り替えられていないものなど、多数の問題点があり、財務諸表が都の財政状態等を適正に表していない状況となっている。 局は、建設仮勘定に関する各部署の状況を適切に把握し、適正な本勘定への振替処理を迅速に行う必要がある。</p> <p>② 資産と財産の整合性について 本勘定への振替が適正に行われていないことで資産の正確な計上額や未計上となっている案件の認識ができない状況が生じている。このため、公有財産台帳上の財産に関する記録と複式簿記における資産に関する記録の突合ができず、それぞれの正確性が検証できていない。 総務部は、財産管理を担当する各部署に適正な本勘定への迅速な振替処理を行わせ、資産と財産の情報の突合による検証を行うとともに、各部署に対し具体的な処理手続を示し、周知徹底を図る等、建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備されたい。</p>	<p>令和3年7月19日に、施設を所管する各部署に対し、建設仮勘定の適正な本勘定への振替処理を速やかに行うよう周知した。</p> <p>令和4年1月28日に、収集した契約書等の情報をもとに令和3年度中に処理を完了するよう、所管部に対して改めて処理依頼を行った。</p> <p>令和4年度も引き続き所管部や会計管理局等との調整を行い、本勘定への振替が必要で、建設仮勘定の振替が未処理となっていた資産について、令和5年3月17日までに、本勘定への振替を行った。【1-U】</p> <p>局として各部署の財産台帳への登録内容及び建設仮勘定の処理状況を確認できる体制の整備を図り、令和4年6月1日までに、指摘に係る建設仮勘定の是正と今後の処理の適正化を行う連携体制を構築した。</p> <p>また、令和5年3月13日付通知文により、工事の進捗状況及び建設仮勘定の残高を確認し、建設仮勘定の精算を適正に行うよう周知した。今後も引き続き半年ごとに通知を行い、処理に関する周知徹底を図る。【2-U】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	

〔令和3年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
2	福祉保健局	個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの	<p>保健政策部は、職場における自殺対策推進のため、職域向け講演会を実施している。</p> <p>仕様書において、講演会に参加した企業から希望を募り、30社程度の個別フォローアップを実施することとしていたものの、6社の実施にとどまっているにもかかわらず、履行規模の縮小について、委託契約書に基づく協議又は契約変更等の手続を経ることなく、当初の契約金額をもって支払を行っていることが認められた。フォローアップの体制と規模に応じた契約の在り方を検討すべきであった。</p> <p>また、仕様書では講演の参加者を各回最大200名としていたが、都が選定した講師から200名での実施が難しいとの打診を受け、都担当者と受託者で口頭による協議を行った結果、各回100名とすることとした。しかし、これは口頭のみでの同意であり、仕様の変更について契約変更の手続を行っていないことは適正でない。</p> <p>部は、個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に行われたい。</p>	<p>局は、令和4年1月27日に福祉保健局部長会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>令和4年度の実施に当たっては、フォローアップを契約には含めず、職員がフォローアップを行うこととし、令和4年10月24日に委託契約を締結した。仕様の作成に当たり、実施方法等を事前に講師と調整する等した上で、講演会の参加者数を設定した。</p> <p>【2-イ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
3	福祉保健局	安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直し検討について	<p>経営企画部では、安否確認システムの運用を委託契約にて行っている。</p> <p>地方自治法では契約は一般競争入札が原則で、特命随意契約の場合は、より慎重かつ厳正な運用が求められる。</p> <p>そこで、本契約の契約方法について見たところ、受託者が導入当初のシステム構築から保守運用を一貫して担っており、災害対応に遅れが生じないよう、職員が迅速かつ適切にシステムを利用できることを主な理由として、特命随意契約していることが認められた。導入当初は、企画提案方式で受託者を選定したが、その後、部は計12年にわたり特命随意契約により同者と委託契約を行っており、契約方法等の見直しを行っていない状況である。</p> <p>長期の特命随意契約については、一度、契約方法及び仕様内容の見直しについて検討することが望ましい。</p> <p>部は、安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直しについて検討することが望まれる。</p>	<p>都立病院は令和4年7月に地方独立行政法人東京都立病院機構に運営を移行した。法人は、安否確認システムに関する委託について仕様内容の見直しを行い、令和5年10月以降の委託については、希望制指名競争入札により業者を選定し、同年4月1日に契約を締結した。【2-イ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		

〔令和2年度公営企業各会計決算審査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
4	交通局	貸倒引当金に係る注記の記載について	<p>地方公営企業法施行規則第54条の規定により定められた「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（以下「指針」という。）では、決算書その他の会計に関する書類の明瞭性について定めている。また、引当金の計上方法に関する注記について、「第12章 会計に関する書類における注記」の「第2 重要な会計方針に係る事項に関する注記（以下「注記」という。）」では、「会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準や手続、表示方法等会計に関する書類の作成のための基本となる事項」（以下このことを「会計方針」という。）としている。</p> <p>局は、本年度の決算書において、新たに貸倒引当金を計上するとともに、注記を「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。」と記載していた。そこで、この貸倒引当金について確認したところ、全額が電力料収入に係る未収金であり、その原因は、債務者が会社更生法の適用を受けたことによるものであった。</p> <p>このことから、本年度の貸倒引当金は、「貸倒懸念債権等」に該当し、注記の記載は、会計方針を記載するものではあるものの、指針の明瞭性の原則として定められている、住民をはじめとする利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示をするという主旨にのっとれば、「一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している」旨とすることが望ましい。</p>	<p>令和5年1月に、貸倒引当金の計上方法について注記を付した「東京都交通局経営レポート2022」を発行し、同月31日に局ホームページにも掲出した。【1-ウ】</p> <p>引き続き、分かりやすい情報開示を行っていくため、令和5年1月26日に実施した担当会議において、決算書及び経営レポートにおける注記の考え方を関係職員で共有し、引継事項としてまとめた。【2-ウ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ

〔令和4年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
5	建設局	(単価契約 工事について) 河川維持工 事単価契約 の指示手続 が適正に行 われるよう 運用を改め るべきもの	<p>河川部は、単価契約工事運用の手引についてQ&Aを作成し、支払書類において指示数量と完了数量が一致していなければ指示内容を満たしていないと判断されるとして、「施工内容確認申請書に記載する金額は完了届に記載する金額と同じものとする。また、当初の施工内容確認申請書から施工内容に変更があった場合は、当初の施工内容確認申請書の差替えを行うこと」としている。</p> <p>単価契約工事は、ある程度の内容と数量を見込んで着手を指示することから、最終的な施工内容が当初の施工内容確認書及び指示書と異なる内容・数量となる場合もあるため、施工内容確認申請書は必ずしも完了届と同じ内容・金額になるわけではない。そこで、Q&Aが指示するように、完了届に合わせて施工内容確認申請書等を差し替えてしまうと、当初の指示の内容や変遷過程を文書に残さないこととなり、指示や責任の所在が明確にならないことから、手続として適正でない。</p> <p>部は、適正に指示手続が行われるよう運用を改められたい。</p>	<p>河川部は、「河川事業に係る単価契約の運用の手引きについてのQ&A」の修正を行い、令和4年12月19日に開催した河川維持担当者会議等において各事務所へ周知し、注意喚起及び再発防止を図った。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
6	建設局	(単価契約 工事について) 特殊製品 組合せ費に ついて) 工種を設定 し単価を定 めるべきもの	<p>第一建設事務所及び第五建設事務所において、通常利用が想定される材料について工種を設定し単価を定めているかについて見たところ、適正でない点が見受けられた。通常想定する工種については工種を設定し、単価を定めるよう努めるとともに、指示工事の実績に基づき適正、適切に工種を設定するよう随時見直しを行われたい。</p> <p>① 第一建設事務所は、単価契約工事により、特殊製品組合せ費を用いて無収縮モルタルによる隅田川テラス舗装の補修を行っている。単価契約工事によるテラス舗装の補修は通常想定できるものであるから、無収縮モルタルについても、工種を設定し単価を定めておく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。</p> <p>② 第五建設事務所は、単価契約工事により、特殊製品組合せ費を用いてポルトランドセメントによる隅田川テラスほかの補修を行っている。河川維持工事においては少量のセメント等を使用する小修繕が発生することは想定すべきであるから、少量のセメント等についても、工種を設定し、単価を定めておく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。</p>	<p>第一建設事務所は、令和5年4月1日付で契約した「令和5年度河川維持工事(その1)単価契約」の工事設計書において、無収縮モルタルについて工種を設定し、単価を定めた。</p> <p>【1-エ】</p> <p>所は、令和4年4月5日開催の工事課課長代理会において指摘事項を周知し、特殊製品組合せ費について適切に運用するよう注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>第五建設事務所は、令和4年10月20日付で契約した「河川維持工事(その2)単価契約」において、使用が想定される少量のセメント等について工種を設定し、単価を定めた。</p> <p>【1-エ】</p> <p>所は、令和4年3月23日開催の工事課課長代理会において指摘事項を周知し、複数回使用することが想定される材料等について、適正に工種設定するために随時見直しを実施するよう注意喚起した。また、所は、令和5年1月18日開催の工事課課長代理会において、来年度の単価契約においても引き続き適正に工種設定を行うよう注意喚起した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

7	建設局	(単価契約工事について特殊製品組合せ費に想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの)	維持補修の対象となる施設においては多岐に及ぶ材料を使用しており、全ての材料を工種として設定し、単価を定めることができないために、特殊製品組合せ費を工種として設定している。	第一建設事務所は、令和5年1月20日付で起工した「令和5年度河川維持工事(その1)単価契約」の工事設計書において、電工作業工について工種を設定し、単価を定めた。					
			そこで、特殊製品組合せ費を材料費以外に使用していないかを見たところ、第一建設事務所は、河川維持工事により、特殊製品組合せ費を用いて、電工(特殊作業員労務費)による点灯していない街灯の調査を行っている。	【1-エ】 所は、令和4年4月5日に開催した工事課内の課長代理会において指摘事項を周知し、特殊製品組合せ費について適切に運用するよう注意喚起した。					
			このことについて、所は、電工の単価を設定していなかったため、やむを得ず労務費の支払に特殊製品組合せ費を用いたとしている。	【2-エ】					
	1	2	河川維持工事において街灯の修繕等が発生することは想定すべきであること、特殊製品組合せ費は工種を設定していない材料費について適用すべきものであることから、労務費については想定できる工種について広く設定し、単価を定めておく必要があるが、所は工種を設定せずに特殊製品組合せ費を使用しており、適正でない。						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
				◎					○
8	港湾局	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの	東京港管理事務所は、臨海トンネル換気塔の第一航路側外壁の高さ16m付近にボルトで固定されていたステンレス鋼板(厚さ2mm)製外壁パネルが剥落したため、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)の指示工事により施工している。	外壁パネルの点検及びボルトに緩みがあった場合の増し締めと外壁磁器質タイルの補修を行う工事契約を令和5年1月6日に締結し、同年3月24日に完了した。【1-イ】					
			換気塔は平成11年にしゅん工したものであるから、パネルの剥落が一枚であったとしても、パネルの固定方法を考慮すると、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、所はこれらを行っていない。	施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、ボルトに設置した合いマークの状態を定期点検でチェックする。その際、ボルトの抜けやゆるみが確認された場合は、補修等の必要な措置を行う。【2-ウ】					
			所は、道路や航路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について予防策を講じられたい。						
	1	2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
				◎					○

9	東京消防庁	(映像位置情報共有システムについて) 災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの	<p>オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部オリンピック・パラリンピック対策室は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の各会場で警戒を行うため、ウェアラブルカメラを用いて映像情報、位置情報、音声情報等をリアルタイムに共有する映像位置情報共有装置を購入し、本庁、各署及び各方面本部に配備し、映像及び音声の送信やデータの保管等のための通信料を支出している。</p> <p>室は、大会での警戒業務、災害現場での情報共有等に活用するため、共有装置が全台一斉に稼働した場合の通信量に対応した定額料金プラン（月額）に加入している。</p> <p>そこで、大会終了後の共有装置の使用実績を確認したところ、各部署における実績がほとんどなく、通信量についても大会後は大幅に減少している。</p> <p>これは、室が各部署に対し、大会での使用については周知を行っていたが、災害活動における具体的な活用方法については十分に示していないことに加え、災害活動訓練において積極的に使用するよう周知を行っていないためであり、共有装置が災害活動や訓練等で活用されていないことは、適切でない。</p> <p>室は、各部署に対し、共有装置の災害活動における具体的な活用方法を示し、災害活動や訓練等において積極的に活用するよう周知されたい。</p> <p>その際、共有装置の使用目的や使用規模は大会時と大会後とは異なることが想定され、災害の種類や規模、被害状況によっても共有装置を使用すべきかどうかの判断が改めて求められるものであるから、今後の活用状況によっては、契約内容の見直しも検討する必要がある。</p>	<p>令和4年度の契約において、共有装置の必要数を見直し、費用の圧縮を図った。【2-イ】</p> <p>令和4年9月7日付通知文により、活用する業務ごとに具体的な活用例を写真等により示すとともに、職員への操作方法等の習熟等、各部署における共有装置の積極的な活用を周知したところ、発信装置の総通信量は、通知発出前17GB/月（令和4年4月から同年8月まで）から通知発出後77GB/月（令和4年9月から同年12月まで）に増加した。【2-エ】</p> <p>上記のように、共有装置の使用状況の改善を図り、積極的な活用場面を模索したが、これ以上の活用は見込めず、共有装置の維持に係る予算及び他資器材による代替性を踏まえ、共有装置については、令和4年度をもって事業終了とし、共有装置の各機器について、転用、売却等の対応を含め検討を進めていく。【2-イ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		○
10	教育庁	(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの	<p>工芸高等学校において設置されている消火器143本の規格について確認したところ、監査日（令和4年5月13日）現在、旧規格の消火器が1本設置されていた。この点については、令和3年8月及び令和4年2月に実施された消防用設備等の点検においても指摘されていた。</p> <p>旧規格の消火器は、総務省令により設置可能期限が令和3年12月31日までと定められ、それ以降は消火器として認められないものとなっているにもかかわらず、設置可能期限以降も引き続き設置されている状況は適正でない。</p> <p>学校は、適正な消火器を設置されたい。</p> <p>東部学校経営支援センターは、学校の消火器の維持管理について学校を支援されたい。</p> <p>部は、消火器の管理について学校を指導されたい。</p>	<p>工芸高等学校において新規格の消火器を購入し、令和4年6月7日に納品、設置した。【1-イ】</p> <p>都立学校における防火管理者の業務である消防設備等の点検及び整備について、令和4年9月26日付で都立学校教育部長から各学校宛てに通知した。</p> <p>学校経営支援センターはその通知を踏まえ、令和4年10月18日経営企画（課）室長連絡会、同年11月1日校長連絡会、同月8日副校長連絡会等の機会を捉えて所管の学校に注意喚起を実施した。</p> <p>また、当該校においても、通知等を受け、防火管理者（副校長）が、消防機器を確認するとともに、火災防止、消火器等についての注意喚起、周知を全日制は令和4年10月17日企画調整会議及び同月19日職員会議、定時制は同月11日企画調整会議及び同月20日職員会議にて実施した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
	◎						○

11	教育庁	(消防用設備等の維持管理について) 消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの	<p>八王子東高等学校において、化学室に設置されている消火器付近について、次のとおり適正でない状態が認められた。</p> <p>① 消火器の標識が落下しており、見えない状態であった。</p> <p>② 消火器が化学室出入口に設置されているカーテンにより半分隠れていた。</p> <p>③ 消火器が机と転倒防止措置がされていない棚の間にあり、机や棚が転倒すれば消火器が見えなくなる可能性があった。</p> <p>④ 化学室出入口付近に③の机と棚が設置されており、転倒した場合、避難の支障となる可能性があった。</p> <p>消火器の標識の設置については、令和2年度の消防用設備等の点検で「化学室の消火器標識なし」と指摘されたことを受け、令和3年6月に標識の設置を行っており、その設置時の写真を見ると棚はなく標識は正しく設置されていた。また、令和4年2月に実施された、令和3年度消防用設備等の点検結果でも不備の指摘はなかったものの、監査日(令和4年5月17日)時点で上記のような不適正な状態となっていた。</p> <p>本事案について、実地監査後直ちに、消火器の適正な設置及び避難経路の確保がなされ、問題点は解消しているが、今後も学校関係者の安全を確保する必要がある。</p> <p>学校は、消防用設備等について適切に管理されたい。</p> <p>西部学校経営支援センターは、学校の消防用設備等の維持管理について学校を支援されたい。</p> <p>部は、消防用設備等の管理について学校を指導されたい。</p>	<p>八王子東高等学校は、実地監査後ただちに消火器の適正な設置及び避難経路の確保を実施した。【1-イ】</p> <p>都立学校における防火管理者の業務である消防設備等の点検及び整備について、令和4年9月26日付で都立学校教育部長から各学校宛てに通知した。【2-エ】</p> <p>これを受けて西部学校経営支援センターは、令和4年10月20日八王子東高等学校を訪問し、同校の防火管理者と共に監査指摘事項の箇所が適正に維持管理されていることを現認、他の消防用設備設置の箇所についても巡視し、学校の適正な維持管理を支援した。その後も同校への随時訪問時には消防用設備の維持管理について確認するなど支援を継続実施している。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>なお、同校は令和4年10月より毎週1回消防設備チェック表に基づき点検者(経営企画室長)が消防諸設備の点検を行い、防火管理者・学校長に報告、適正な管理・維持に努めている。</p> <p>令和5年1月5日に実施した消防設備保守管理委託業者による機能点検(法定点検)において全ての項目で良好との報告がなされており、適正な維持管理がなされている。【2-ウ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎					○	○

12	教育庁	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの	<p>東部学校経営支援センター及び中部学校経営支援センターは、各学校の建物清掃について委託契約を締結し実施している。都立学校教育部は学校及びセンターを統括していることから、委託に際し、仕様書内容の指導等をしている。</p> <p>この業務は、主に環境整備（常駐管理業務）、環境整備（日常・年次業務）、及び便所清掃等となっており、各業務の履行確認については、受託者が日々の業務終了後に業務報告書を、毎月業務終了後には委託完了届及び月間作業報告書（以下「完了届等」という。）を学校に提出することになっている。学校は、提出された書類のうち完了届等を検査終了後にセンターへ送付し、センターは、学校から完了届等を受け取った後、受託者からの請求に基づき毎月支払を行っている。</p> <p>そこで、日々の業務終了後に提出された各学校の業務報告書、毎月業務終了後に提出された両センターの完了届等及び支出状況を見たところ、業務報告書において、次の状況が認められた。</p> <p>① 常駐管理業務や日常・年次業務、便所清掃等の履行記録が一部ない（小岩高等学校、東高等学校、総合芸術高等学校、竹早高等学校）</p> <p>② 便所清掃のA（校舎棟等）とB（プール棟）の区別がされておらず、どちらかもしくは両方を実施したのか不明である（東高等学校）</p> <p>③ 常駐管理業務及び日常・年次業務において終了時間まで勤務していたか不明である（江北高等学校）</p> <p>このような状況であるにもかかわらず、月間作業報告書には、業務が実施済とされており、これに基づき完了届に検査済とされ、支払が行われていた。</p> <p>業務報告書の記載内容からは、仕様書に定められた履行の確認が出来ない、もしくは不十分であるにもかかわらず、月間報告書において業務の実施済を確認したとして、検査完了とし、請求に基づき支払を行っていることは適切ではない。</p> <p>学校は、業務報告書の記載と月間作業報告書の実施内容を確認し、それに基づき完了検査を行うこと、そしてセンターは、適切な履行確認をするよう学校を指導し、支出することが必要である。</p> <p>各学校は、適切な履行確認をされたい。</p> <p>両センターは、適切な学校への指導及び支出を行われたい。</p> <p>部は、学校が建物清掃委託業務の履行確認を適切に行うよう、また、センターが学校への指導及び支出を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>都立学校教育部では、令和4年9月14日付通知文により、各学校に対し、履行確認の適正化を図るよう指導した。</p> <p>また、同日付通知文により、各学校経営支援センターに対し、適切な履行確認に基づく支出を行うよう指導した。加えて、令和4年8月8日に各学校経営支援センターの課長代理（経理第一担当）及び事務担当者を招集し、本件について説明し、適切な履行確認に基づく支出を行うよう指導した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>各学校経営支援センターは、令和5年度契約における業務報告書の様式を、履行の確認が容易にできるよう変更するとともに、センターにおいても業務報告書を確認するフローに変更した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>学校は、日々の履行について、変更した様式の業務報告書を月間作業計画書と照合することで、計画どおり履行していることを確認する。また、月間作業報告書と変更後の様式の業務報告書を照合することで、適切に履行確認を行うこととした。【2-ウ】</p>
			1	2
			ア	ア
			イ	イ
ウ	ウ			
エ	エ			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
13	産業労働局	都立職業能力開発センター・校に 配備する ファクシミリの 賃借について	<p>都においては、令和2年10月に「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」を策定し、紙やはんこをベースにしたアナログ環境から、オンライン化、デジタル化をベースにしたデジタル環境へ転換を進めている。</p> <p>雇用就業部においても、都立職業能力開発センター・校が開講するキャリアアップ講習の受講申込み等について、平成15年度から東京共同電子申請・届出サービスを通じた電子申請を導入している。令和3年度におけるキャリアアップ講習の受付状況を確認したところ受付件数1万3,496件の約7割である9,819件が電子申請となっている状況であった。</p> <p>ところで、部は、キャリアアップ講習の受講申込み等を受け付けるため、平成30年4月からファクシミリを賃借し、センター・校のうち8か所に配備している。</p> <p>このうち、多摩職業能力開発センターのファクシミリの利用状況を確認したところ、別途同センターが賃借している複合機により受講申込み等を受け付けているため、令和2年2月から監査日までの2年2か月余りの間、部が賃借したファクシミリを使用していない状況が認められた。</p> <p>部は、次回契約の際に配備体制等を見直すなど、センター・校に配備するファクシミリの賃借について検討が望まれる。</p>	<p>部は、令和4年6月29日にセンター・校のファクシミリについて、令和5年度の契約に向けた使用状況等の調査を実施し、5か所のセンター・校でファクシミリのニーズを確認した。この調査を踏まえ、令和5年度の部によるファクシミリの賃借については、8か所から5か所に配備体制を見直した上で契約することとした。</p> <p>【2-イ】 また、センター・校に対し、部で契約したファクシミリの使用状況を毎月確認・報告させることとした。</p> <p>【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎	○	

〔令和4年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
14	財務局	型枠工の積算を適正に行うべきもの	<p>財務局は、工事請負契約により、有明西ふ頭公園の復旧工事を行っている。</p> <p>ところで、公園に復旧するモニュメント8基の設置1基当たりの代価のうち、コンクリート基礎の積算について見ると、型枠の数量を1.242㎡とすべきところ、誤って100倍の124.2㎡として計上している。このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>局は、型枠工の積算を適正に行われたい。</p>	<p>施設整備第一課土木班は、令和4年7月に新たに「設計・積算チェックシート」を作成した。その中で、今回の指摘事例のような、代価内訳の単価が突出した項目について、対象数量の誤りに対するチェック項目を特記した。【2-ウ】</p> <p>また、本指摘を踏まえた再発防止の取組として、令和4年12月19日の課内会議及び同月27日の建築保全部内会議において今回の事案を周知した。【2-エ】</p> <p>併せて、工事等の起工にあたっては、「設計・積算チェックシート」を利用し、班内でのチェックを書面で残し、ミス防止の強化を図る。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
15	生活文化スポーツ局	建物管理業務の報告について受託者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、建物管理業務委託の契約により、有明アリーナにおいて、定期点検、保守、修繕、管理、運転監視、清掃、警備等の建物管理業務を委託している。</p> <p>ところで、業務仕様書及び維持保全業務標準仕様書によれば、業務の報告は、月ごとに業務の実施状況及び結果等の記録を報告書にまとめ、速やかに委託者に提出し、委託者の確認を受けること、また、点検、保守、修繕の報告書には実施の状況等を示す写真を添付することとしている。</p> <p>本契約について確認したところ局は、業務仕様書の規定に基づき、毎月業務報告書の提出を受け内容を確認しているほか、受託者が作成した写真撮影実施計画に基づき、都が必要と判断した場合は写真や図面での報告を受けているとしている。</p> <p>しかし、局が受領した報告書のほとんどは、点検対象の設備項目やその設備の点検の実施の有無を記した一覧表及び日々の実施業務を記した日報であり、各設備がどのような点検を実施されたか具体的な内容が記載されておらず、業務仕様書及び標準仕様書に基づいた報告書となっていない。そのため、業務仕様書及び標準仕様書で定められた項目が実施されているか、客観的に確認できない。</p> <p>局は、建物管理業務委託の監督を適切に行われたい。</p>	<p>局は、令和5年1月10日付通知文により本件指摘についての周知を行い、局内の類似案件に対し適切に管理監督するように指導を行い、再発防止を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

16	住宅政策本部	土留工の施工管理を適切に行うべきもの	<p>本部は、工事請負契約により、道路上にある人孔の撤去や舗装などの道路補修工事を行っている。</p> <p>このうち、14箇所の既設人孔において、道路を掘削し、人孔を撤去している。</p> <p>ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱では、発注者及び施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等を遵守することとされ、東京都土木工事標準仕様書では、要綱を遵守することとされている。</p> <p>このうち、掘削時における土留工の要否については、要綱において建築基準法施行令に準じるとされており、深さ1.5m以上の場合、土留めを設置することと定められている。</p> <p>そこで、本契約の設計図書を見ると、特記仕様書において、人孔撤去に当たり、掘削深さ1.5mを超える場合は土留めを施工することとしているが、工事記録写真について見ると、一般車両が通行する車線の間近に位置し、掘削深さが約2.5mあるにも関わらず、14箇所のうち11箇所において、土留めが設置されていないことが確認された。</p> <p>このことについて、本部は、受注者が目視により掘削面が安定していることを確認し、機械により安全に掘削できると判断していることから、人孔撤去時に土留めが設置されていなくても一定の安全性は確保されていたとしている。</p> <p>しかし、目視による判断のみで、掘削時に土留めを設置していない状況は、第三者に危害が及ぶおそれがあることから、要綱等を遵守した安全対策を確実に実施させるべきである。</p> <p>本部は、土留工の施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>西部住宅建設事務所建設課は、令和4年8月22日の課長代理会において、指摘内容の説明と土留工の施工管理について注意喚起を行い、土留めの設置の要否については現場周辺の状況、現地の土質、掘削深さを踏まえ確認することや、工事写真等の今後の方針について、周知した。また、当該内容について、各課長代理を通じて課内全職員へ周知徹底を図った。同様の工事を行っている受注者に対しては、令和4年5月13日に、同課監督員から改めて注意喚起を行っている。【2-エ】</p> <p>さらに同課は、令和4年7月4日に、本部で同様の工事を行っている都営住宅経営部施設整備課と合同で勉強会を実施し、今回の問題点を共有した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

17	環境局	補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、ポンプ設備・制御設備等の稼働に必要な電源を供給するための変電所を補強コンクリートブロック造で新築している。本契約を見ると、次のとおり不適切な点が認められた。</p> <p>① 設計図書の変更について 東京都建築工事標準仕様書では、補強コンクリートブロック造の壁縦筋には、継手を設けないと定めている。標準仕様書は、標準的な施工について定めるものであり、別途、特記仕様書や図面等で定める場合を除き、これに従って施工しなければならないとされている。また、施工時にこれと異なる施工をする場合には、特記仕様書等の設計図書の変更等が必要である。</p> <p>しかし、本契約の壁縦筋について確認したところ、設計図書には標準仕様書以外に特段の定めがなく、設計図書の変更も行っていないにもかかわらず、工事記録写真を確認したところ、全ての壁縦筋に重ね継手を設けていることが認められた。</p> <p>本契約において、特記仕様書や図面等に一部標準仕様書と異なる施工を定めるなどの設計図書の変更を行うことなく、設計図書と異なる施工をしたことは適切でない。</p> <p>② 壁端部に配される壁縦筋の施工について 局によれば、標準仕様書と異なる施工をしたことについて、局設計基準において準拠することとされている補強コンクリートブロック造設計規準・同解説（以下「学会規準」という。）に従って施工したとのことである。</p> <p>しかし、学会規準では、壁縦筋のうち、壁中央部に配される鉄筋については、一定の条件を付した上で、壁体内での重ね継手を認めているものの、壁端部に配される壁縦筋については、標準仕様書と同様に重ね継手を禁止している。</p> <p>従って、設計図書の変更を適切に行った上で施工していたとしても、壁中央部の重ね継手は学会規準に適合しているものの、壁端部に配される壁縦筋について重ね継手を行ったことは学会規準にも適合しておらず、適切でない。</p> <p>局は、補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>廃棄物埋立管理事務所は、令和4年10月3日から当該変電所の日常点検の際に電気設備に加え柱や壁面等の建築構造物についても目視点検を実施することとし、経過観察を行っている。</p> <p>【1-イ】 局は、令和5年1月10日付通知文により指摘内容について局内の工事関係部署に周知し、再発防止を図った。</p> <p>【2-エ】 廃棄物埋立管理事務所は、近年工事監査で指摘された内容をまとめた所の監査指摘事例集を新たに作成し、令和5年1月11日に所内研修を実施し再発防止の徹底を図った。今後も継続して4月及び12月に所内研修を実施することで職員の技術力向上を図っていく。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
	○						◎

18	産業労働局	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により施設の整備を行っている。契約では、地面の傾斜部分を平地とするため、擁壁の工事を設計変更で行っている。この擁壁工事の設計及び施工管理について見ると、次の点が認められた。</p> <p>① 地盤条件に係る本擁壁設計の構造計算に用いた地耐力に関する数値について局に確認したところ、現地が地形的に盛土ではないという推測のもと、公表されている近傍地のボーリングデータ等から支持地盤を関東ローム層と推定し、道路土工擁壁工指針に地盤の種類に応じて示されている地耐力に関わる数値を設計条件として設定したとのことであった。しかし、地形からは現地在盛土であるか否かは判断できない。また、近傍のボーリング箇所は現地から距離が離れており、ボーリングデータが示す土質も当該擁壁の支持地盤が関東ローム層であるという判断の根拠とするには不十分である。したがって、設定された数値が妥当なものであるか判断ができない。</p> <p>② 建築基礎設計指針における擁壁工事の施工管理に関する記述においては、地盤条件（地盤状況・水位）を調査・計測して設計図書の記載事項との整合性を確認すること、また、品質管理の方法などを定める施工計画の作成に際しては、設計図書の内容及びその前提となる設計条件等を適切に把握した上で、施工管理の内容を設定することとされている。このように、擁壁工事の施工管理においては、擁壁設置場所の地盤状況と設計条件との合致を確認することが必須事項である。さらに、支持地盤が関東ローム層であるという設計条件が変更時の設計において推定であったことを踏まえれば、施工段階においては、地質試験等を実施し、推定の正否を確認する必要がある。また、関東ローム層は、小規模建築物基礎設計指針等に記載されるとおり、自然状態では十分な強度を有しているも、いったん土の構造が乱されると土の強度が著しく低下する性質を持っているため、仮に局が想定するとおり支持地盤が関東ローム層であった場合においても、施工段階においては、支持地盤が乱されていないことについても確認する必要がある。しかし、局は、これらの確認を行っておらず、適切でない。</p> <p>局は、設計変更対応での限られた時間の中であっても、工事目的物が所定の性能を確保できるよう、必要な設計条件を適切に設定し、設計条件を踏まえた適切な施工管理を行う必要がある。</p> <p>局は、建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行われたい。</p>	<p>局は、現場で地質調査等を実施するとともに、その結果をもとに、擁壁の支持地盤の妥当性について安定計算等の解析を行い、追加工事の必要がないことを令和4年8月31日に確認した。【1-エ】</p> <p>局は、指摘内容について、令和4年6月23日及び同年8月31日に農林水産部と総務部の間で情報の共有を図った。【2-エ】</p> <p>局は、擁壁に関する必要な設計条件を適切に設定し、設計条件の確認などの工事管理を行う改善点を新たに資料にまとめた。【2-ウ】</p> <p>令和5年1月11日付通知文により、改善点の資料を局内の関係者に周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>
			1	2
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
	◎		○ ○	

19	中央卸売市場	鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの	<p>市場は、工事請負契約により、旧築地市場内の建物等の解体を行っている。</p> <p>このうち、建物の周囲の地下部に現存している鋼矢板撤去の単価について見ると、市場積算基準の運用に則り、建設資材定期刊行物2誌の掲載価格を基に、幅40cmの鋼矢板を引き抜く価格を長さ当たり(m)として設定している。</p> <p>ところで、幅40cmの鋼矢板を引き抜く価格について2誌の刊行物を確認したところ、刊行物Aは鋼矢板を1m引き抜く価格、刊行物Bは鋼矢板を1㎡引き抜く価格となっている。このことから、本契約の単価設定に当たっては、刊行物Bの価格について鋼矢板を1m引き抜く価格に換算した上で、2誌の価格を平均する必要がある。</p> <p>しかし、市場は、誤って刊行物Bの価格を換算しないまま、2誌の価格を平均している。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>市場は、鋼矢板撤去の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>部は、本件について、令和4年3月24日開催の工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議で、本件内容や原因の報告、積算における単位の取違いを防ぐ確認の再度徹底を注意喚起した。</p> <p>また、令和4年12月12日開催の同会議で改めて、確認の徹底など再発防止の取組を含めた内容を周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
20	中央卸売市場	ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行うべきもの	<p>市場は、豊洲市場の地下水排水施設に設置されている多数の水質管理用ポンプについて、揚水機能の低下が生じた際に即時対応できるようオーバーホール等の修繕を単価契約により行っている。工事記録写真に、次の不適切な点が認められた。</p> <p>① 工事記録写真撮影基準では、工事記録写真の撮影に当たっては、原則として撮影日を記載した黒板等を被写体とともに写し込まなければならないとされている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真について見ると、ポンプの撤去・据付及び工場でのオーバーホール等の各施工段階において、工事記録写真が撮影されているものの、黒板等に撮影日の記載がないため、施工時期が客観的に確認できない。</p> <p>② 財務局工事記録写真撮影要領では、機械設備工事においてポンプ等の機器については、施工中に製造番号が記載された銘板を撮影することとしている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真について見ると、施工中に銘板が撮影されておらず、本工事で撤去しオーバーホールを行ったポンプが予備のポンプとして倉庫に搬入されたか客観的に確認できない。</p> <p>市場は、ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>市場は、令和4年度からの同種工事については、契約後速やかに工事写真の撮影や搬出入管理などについての作業指示書を受注者に交付し、再発防止を図っている。【2-ウ】</p> <p>市場は、令和4年12月12日に工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議を開催し、原因の報告、再発防止の取組を周知した。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

21	建設局	園路舗装の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、青山公園の整備工事を行っている。</p> <p>このうち、園路においては、砕石を締固めた路盤の上に、アスファルト、コンクリート及びインターロッキングブロックなどを使用して、舗装している。</p> <p>そこで、路盤の積算について見ると、局積算基準に従い路盤工の代価を適用すべきところ、誤って基礎砕石工の代価を適用し、算出している。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>局は、園路舗装の積算を適正に行われたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、違算防止・事故・失敗事例シートに路盤工の積算における注意点を追加した。</p> <p>また、複数人によるチェック又はベテラン職員によるチェックを行うことで、チェック体制を強化することとした。【2-ウ】</p> <p>所は、令和4年8月2日の課長会及び課長代理会、並びに同年12月13日の所内若手職員向けOJT研修において、指摘趣旨の周知と積算にあたっての注意喚起を行い、再発防止を図った。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									○	◎
22	建設局	地下歩道改修工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、地下歩道の改修工事を行っている。</p> <p>ところで、局積算基準（建築工事編）では、諸経費は、直接工事費等の各費用に対し、同基準に定める過去の実績等に基づく比率を乗じるなどし、算定することとしている。また、この比率の適用に当たっては、一部の工事に対応する比率を低く補正するよう定められており、特殊な室内装飾品、造園、舗装工事などの工事（以下「補正対象工事」という。）をこれら以外の建築工事（以下「一般建築工事」という。）に含めて起工する場合には、補正対象工事に対応する共通仮設費の算出に用いる比率を1%とし、現場管理費の算出に用いる比率を2%とするよう規定されている。</p> <p>しかし、本契約の諸経費算定における共通仮設費及び現場管理費の算出について見ると、改修に伴う撤去工事やアスベスト含有建材処理工事など、一部の一般建築工事に対して、補正対象工事に対応する共通仮設費の算出に用いる比率1%、現場管理費の算出に用いる比率2%を誤って採用し、共通仮設費及び現場管理費を算出している。</p> <p>このため、積算額が過少なものとなっている。</p> <p>局は、諸経費の積算を適正に行われたい。</p>	<p>第三建設事務所は、今回の事例を踏まえた確認項目を「工種別積算チェックリスト」に追加し、令和4年8月以降の起工案件から設計担当者及び照査担当者が活用することとし、チェック体制を強化した。【2-ウ】</p> <p>道路管理部は、令和4年7月19日に道路設備担当者会議を開催し、本事例を周知及び注意喚起することで再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>所は、令和4年8月2日の課長会及び同年8月4日の課長代理・工区長会を通じ、指摘内容及びチェックリスト活用などの再発防止策を所内に周知した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									○	◎

23	建設局	既設橋の伸縮装置の施工管理を行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、既設橋の伸縮装置の取替え工事を行っている。</p> <p>伸縮装置を製作する前に遊間を検測し、調査時の気温を考慮して最大・最小遊間を算定し、その遊間への対応の可否を検討する必要がある。</p> <p>しかし、本契約の工事関係書類について見ると、局は、設計で設定した遊間の値と、現地で実測した遊間に温度変化の影響を反映させた値とを比較検証することなく、当初設計の仕様のまま伸縮装置を製作し設置していることが認められた。このため、適用範囲外の伸縮装置が設置された可能性があり、歩行者や車両の通行に支障が出るなど、工事目的が達成されないおそれがあった。</p> <p>実地監査を受けて、局が検証したところ、設置された伸縮装置は現地遊間に対応していたが、伸縮装置の製作に当たっては、現地の遊間を検測し、その遊間への対応の可否を検討する必要がある。</p> <p>局は、既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>第三建設事務所は、令和4年8月2日の課長会及び同年8月4日の課長代理会・工区長会で、指摘内容を周知するとともに、同様の工事を行う際に事前に遊間を検討する等、適切に施工管理を行うよう注意喚起し、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>道路管理部は、令和4年9月2日付通知文により、伸縮装置の選定にあたっては遊間の現地調査により伸縮量の検討を行った資料を材料承諾申請書に添付し、監督員による確認を徹底することを各建設事務所関係者に周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
24	建設局	ガラス工書の品質管理を行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、公園内の展望施設の改修工事を行っており、展望施設の屋根面に設置されたトップライトをLow-E複層ガラスへ交換している。</p> <p>ところで、Low-E複層ガラスには、遮熱性能に違いのある日射遮蔽型と日射取得型があり、本契約の設計図書では、遮熱性に優れた日射遮蔽型を指定していた。</p> <p>しかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際に施工されたガラスの性能を確認したところ、日射遮蔽型に比べて遮熱性の劣る日射取得型が設置されていることが認められた。これは、局による材料承諾書の確認等、品質管理が不十分だったためである。</p> <p>このため、遮熱性に影響が出ることから、所期の目的である熱負荷の低減が十分に達成できないおそれがある。</p> <p>局は、ガラス工書の品質管理を適切に行われたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、施工されたガラスにより熱負荷の低減はおおむね図られており、施設の管理運営上、ガラスの交換工事は行なわないこととし、受注者に対して令和4年8月10日に工事請負契約第41条の契約不適合責任に基づく工事代金の減額請求を行い、同年8月19日に代金を受領した。【1-ア】</p> <p>所は、所内マニュアルに材料発注前の材料承諾書の確認や現場への搬入時の立会い、材料の品質管理を適切に実施するための再発防止策を記載した。【2-ウ】</p> <p>所は、令和4年8月2日の課長会及び工事課内課長代理会、並びに同年8月23日の工事課内研修、同年12月13日の所内若手職員向けOJT研修において、指摘内容と再発防止策を周知した。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○

25	港湾局	転落防止柵の単価設定を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、護岸に転落防止柵等を設置する工事を行っている。</p> <p>ところで、局積算基準では、局単価に定めのない材料を使用する場合は、物価資料に記載されている単価を採用することとされている。</p> <p>しかし、本契約の局単価に定めのない転落防止柵の単価について見ると、設計で定めている高さや設計強度等と同様の製品が物価資料に掲載されていることから、物価資料の単価を採用すべきであるが、3社の見積り平均額により単価を設定している。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>局は、転落防止柵の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>東京港管理事務所は、単価設定を適正に行うため、新たに見積検討シートを作成した。このシートを用いて、局積算基準に則った単価設定となっていることの確認を行っている。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>また、令和4年3月18日課内課長代理会で、局の定めている単価設定の基準について再度課内に周知を行った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、上記について令和4年3月22日所内課長会で周知するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を記載して局内周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
								◎	○
26	港湾局	外部手すりの単価設定を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、京浜島つばさ公園のトイレ等の改築工事を行っている。</p> <p>このうち、外部手すりの積算について見ると、手すり本体とそれを据え付けるための固定用ボルト等で1m当たりの代価を設定し、総延長を乗じて手すりの費用を算出している。</p> <p>しかし、この代価のうち固定用ボルトについて確認すると、1m当たりの本数を計上すべきところ、手すり総延長分の本数を計上していることが認められた。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>局は、外部手すりの単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>東京港管理事務所は、令和4年3月18日に開催した課長代理会において、本事例の詳細を説明し、積算時において、作成する各代価に関する複数職員の照査体制の確立、単位あたりの金額が高額であったり、数量や延長が大きい工種については特に注意して照査することを周知及び注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、令和4年3月22日に開催の所内課長会においても上記内容について説明し、注意喚起するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して局内周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
								◎	
27	港湾局	船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、工事請負契約により、船舶で運搬した石材を使用して護岸を補修している。</p> <p>ところで、船内作業について定めた船員労働安全衛生規則では、床面から2m以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、作業に従事する者に保護帽及び安全ベルト等を使用させることと定めている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真について見ると、2m以上の高さから墜落するおそれがある場所での作業を行っているにもかかわらず、保護帽は使用しているものの、安全ベルト等を使用していない状況が認められた。</p> <p>局は、船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>東京港管理事務所は、課長代理会（令和4年5月27日）にて改めて高所作業における安全対策、指摘内容及び再発防止策（受注者への適切な指導・監督）について周知徹底を図った。類似工事の受注者に対しては、指示書にて指導をした。</p> <p>さらに、所内課長にも所課長会（令和4年5月31日）にて、周知するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して重ねて局内周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
								◎	

28	港湾局	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、航空無線施設用の無停電電源装置の更新工事を行っている。</p> <p>ところで、火災予防条例によれば、火災発生のおそれのある火気使用設備等を設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出しなければならないと定められており、蓄電池設備は、4,800Ah・セル以上の蓄電池容量が届出の対象となっている。</p> <p>そこで、本契約の無停電電源装置に含まれる蓄電池設備について見ると、規制の対象となる容量であるにもかかわらず、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出していなかった。</p> <p>蓄電池容量計算の条件であるセル数は、設計図等の契約図書にも明記されていることを踏まえると、局は届出書の提出対象となるかどうかを十分確認する必要があった。</p> <p>実地監査を受けて、局は所轄消防署へ届出を行ったものの、火災予防条例に定められた手続きには則っていない。</p> <p>局は、蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行われたい。</p>	<p>局は、令和4年4月28日に、本事例について局内電気工事関連部署との情報共有を行うとともに、同年7月までに、届出対象の容量計算の解説文を新たに作成し、蓄電池盤へ貼付して注意喚起を行った。【2-ウ】</p> <p>さらに、令和5年1月11日に、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して局内周知を図った。【2-エ】</p>
			1	2
			アイウエ	アイウエ
29	東京消防庁	杭工事の単価設定を適正に行うべきもの	<p>庁は、工事請負契約により、高円寺出張所庁舎の改築工事を行っている。</p> <p>このうち、基礎の施工に当たって、建物を支持する既製コンクリート杭工事の積算について見ると、杭の材料費と施工費等の項目に分け、3社の見積り平均額により単価を設定している。</p> <p>しかし、施工費について見ると、誤って見積りの材料費により単価を設定している。</p> <p>このため、積算額が過少なものとなっている。</p> <p>庁は、杭工事の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、積算時に使用する工種別積算チェックリストについて、単価設定ケアレスミスを防止するためのチェック項目に材料費等の種別確認について追記した。【2-ウ】</p> <p>また、令和4年5月16日に令和4年工事監査検討会を開催し、指摘趣旨及びチェックリストを活用することによる再発防止の取組について、周知徹底を図った。【2-エ】</p>
			1	2
			アイウエ	アイウエ
30	東京消防庁	ポンプユニットの積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、工事請負契約により、給排水衛生設備工事を行っている。</p> <p>このうち、屋内消火栓ポンプユニット及び受水槽付ポンプユニットの積算について、次の点が認められた。</p> <p>① 屋内消火栓ポンプユニットの据付費について見ると、誤って材料費が計上されている。</p> <p>② 受水槽付ポンプユニットのポンプ部分の据付費について見ると、誤ってポンプ部分の材料費と据付費を合わせた複合単価が計上されている。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>庁は、ポンプユニットの積算を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、積算時に使用する工種別積算チェックリストについて、単価設定のケアレスミスを防止するため、チェック項目に据付費等の単価設定について追記した。【2-ウ】</p> <p>また、令和4年5月16日に令和4年工事監査検討会を開催し、指摘趣旨及びチェックリストを活用することによる再発防止の取組について、周知徹底を図った。【2-エ】</p>
			1	2
			アイウエ	アイウエ

31	東京消防庁	充填材の積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、工事請負契約により、劣化した係留杭を改修し、消防用舟艇係留施設を更新している。</p> <p>このうち、既設の係留杭を撤去した箇所には、充填材として水とセメントとベントナイトとを混ぜ合わせた材料を使用している。</p> <p>ところで、ベントナイトの単価については、物価資料に単位が1 t当たりで掲載されている。</p> <p>しかし、本契約の設計書について見ると、1 t当たりのベントナイトの単価に使用重量 (t) を乗ずべきところ、物価資料にベントナイトの荷姿が25 kg 袋入と記載されていたことから、誤って使用重量 (t) を1袋25 kg 入に換算した袋数を乗じている。</p> <p>このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>庁は、充填材の積算を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、建築工事の積算時に使用する工種別積算チェックリストを準用したチェックリストを新たに作成し、単位の取違いに係るチェック体制の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>また、令和4年5月9日付で施設事務資料を周知する中で、当該指摘に関する資料等により、各消防署を対象に再発防止の徹底を図った。</p> <p>さらに、令和4年5月16日に令和4年工事監査検討会を開催し、指摘趣旨及びチェックリストを活用することによる再発防止の取組について、周知徹底を図った。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎	○
32	交通局	開口部における安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、工事請負契約により、新高島平駅から西高島平駅間の橋脚部周辺を掘削している。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則では、高さが2 m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。</p> <p>しかし、本契約の工事記録写真について見ると、掘削深さ2 m以上の開口部において、受注者が掘削作業等を行う際に、囲い等を設けていない事例が認められた。</p> <p>また、囲いと足場板による覆いを設けていた開口部において、覆いの一部を取り外し、囲いの内側で橋脚部の出来形確認をする際に、墜落による危険があるにもかかわらず、受注者、工事監理業務受託者ともに墜落制止用器具を使用していない事例が認められた。</p> <p>局は、開口部における作業員の安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>地下鉄改良工事事務所は、受注者及び工事監理受託者に対し、令和4年3月7日付通知文により注意喚起するとともに、同年10月11日に安全講習会を実施し、再発防止を徹底した。</p> <p>工事監理受託者からは、令和4年3月23日に再発防止の研修の実施報告を受けた。</p> <p>また、地下鉄改良工事事務所は令和4年6月13日に、工務事務所は同年7月19日に所内研修を実施し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>建設工務部は、高所作業における安全対策について、令和4年4月21日付通知文により各所宛てに周知するとともに、同年6月28日の工事安全連絡会において、受注者に周知徹底を図った。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

33	水道局	(浄水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を適切に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、老朽化した受変電設備の更新に伴い受変電設備棟を新築している。また、別契約で受変電設備棟の前面道路等に共同溝を整備する工事（以下「関連工事」という。）を行っている。</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律には、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは設計図書の変更等を行うことが定められている。</p> <p>そこで、受変電設備棟新築工事の設計図書における施工条件の記載状況について見ると、関連工事の件名が記載されているだけで、当該関連工事により制限される施工内容等の条件が記載されておらず適切でない。</p> <p>次に、建設発生土の運搬費について、特段の制限がない場合は大型ダンプトラックで積算するところ、大型ダンプトラックより単価が高い中型ダンプトラックの運搬単価を用いて積算していた。また、実際は大型ダンプトラックで運搬していた。</p> <p>局は、関連工事に伴い前面道路が狭くなることが想定されたため、中型ダンプトラックによる運搬が適当であると考え積算した。本工事の契約後、工事監理委託の契約不調により、作業に着手できなかった間に、前面道路の関連工事が完了し大型ダンプトラックによる運搬が可能となったが、運搬車両の規格を契約条件とはしていないため、設計変更はできないとしている。</p> <p>しかし、局は、契約約款による受注者からの通知に基づく設計変更に係る協議が可能となるよう、中型ダンプトラック程度しか使用できないことや、前面道路が狭くなる時期や狭まる範囲など、建設発生土の運搬に関する施工条件を設計図書に明示する必要があった。</p> <p>施工条件の明示は、適正な設計・積算、公正な契約、適切な設計変更を行うために重要であり、公共工事における請負契約の根幹を成すものである。</p> <p>局は、施工条件の明示を適切に行われたい。</p>	<p>浄水部は、令和4年12月14日付通知文により、系列事業所に対し、設計時における施工条件明示の徹底について周知した。また、同年12月15日に系列事業所の会議において、課長代理・担当者に対して同様の内容について改めて周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>局は、令和5年1月12日付で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
34	水道局	(浄水場関連施設の工事について) 外壁タイル張りの単価設定を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、老朽化した受変電設備の更新に伴い受変電設備棟を新築している。</p> <p>局積算基準によると、設計図書で指定した外壁タイル改良圧着張りは、建設資材定期刊行物の掲載価格を参考に単価を設定しなければならない。</p> <p>しかし、局は、誤って改良圧着張りよりも単価が高い外壁タイル接着剤張りの局単価を基に単価を設定している。このため、積算額が過大なものとなっている。</p> <p>局は、外壁タイル張りの単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>浄水部は、令和4年11月7日付通知文により、系列事業所に対し、局積算標準単価表に掲載されていない単価を設定する場合は、局積算基準に基づいて単価を設定するとともに、複数職員の審査体制などによる再発防止の徹底について周知した。また、同年12月15日に系列事業所の会議において、課長代理・担当者に対して同様の内容について改めて周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>局は、令和5年1月12日付で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

35	水道局	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、工事請負契約により、配水小管の布設替を行っている。</p> <p>局配水管工事標準仕様書では、コンクリートの打込み後の一定期間、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないようにコンクリートを養生することとしている。</p> <p>そこで、各契約の工事記録写真を見ると、標準仕様書に定められたコンクリートの養生期間が確保されていない事例が認められた。</p> <p>このことについて局は、施工箇所を早期に開放する必要が生じたことから、一定の養生期間を確保できなかったとしている。</p> <p>しかし、コンクリート打設箇所の品質を確保するためには、迂回路を設置するなどの対策により、標準仕様書で定められた養生期間をとる必要があった。</p> <p>局は、コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>東部第一支所は令和4年10月24日に、東部第二支所は令和4年10月17日に、それぞれ工事監督員（政策連携団体含む）及び受注者に対し、コンクリート養生を適正に行うよう改めて指導徹底した。【2-エ】</p> <p>給水部は、令和4年10月28日の課長代理会議（工事担当）において、本事例の指摘内容及び再発防止の取組について周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>局は、令和5年1月12日付通知文で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
								◎
36	下水道局	特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、下水道管の雨水排除能力の向上を目的とした管きょの新設や特殊人孔の設置を行っている。</p> <p>ところで、局特殊人孔構造計算の手引きでは、管きょ開口部の設計にあたり、管きょ同士の間隔が非常に狭く、間に挟まれた壁の幅が非常に狭い場合、構造上の弱点となるため、断面力を算定することとしている。</p> <p>しかし、本契約の設計図面や構造計算について見ると、断面力の算定が必要な2つの開口部に挟まれた非常に狭い壁に対して、手引に基づいた算定をしていないことが認められた。</p> <p>実地監査を受けて、局が検証した結果、開口部周辺に配置された鉄筋量が不足し、安全性が確保されておらず、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明した。</p> <p>監査日（令和4年6月14日）現在、特殊人孔の施工に着手していないものの、管きょ開口部の安全性が確保されていない設計となっている。</p> <p>局は、令和2年工事監査においても、本監査と同様、特殊人孔の管きょ開口部の構造計算に関する指摘を受けている。</p> <p>局は、特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行われたい。</p>	<p>西部第二下水道事務所施設課は、工事監査の指摘を踏まえ、鉄筋量を増やすことで開口部の安全性を確保するための構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更することとした。特殊人孔は現場未着工であり、本変更方針を現場へ反映するため、契約約款第18条に基づき設計図書に係る変更依頼書を令和4年8月2日付で受注者に交付し、同年8月3日付で受注者から了承の回答を得た。</p> <p>【1-エ】</p> <p>課は、設計図面の精度向上のため、『チェックリスト』に「特殊人孔の開口部」を追加した。また、特殊人孔の検討が必要な設計委託は、受託者へ初回指示書等での指示を徹底することとした。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>さらに、令和4年7月19日に職場研修を実施し、再発防止策を講じた。次年度以降においても、今回の事例について、関係職員に周知していく。</p> <p>局は、令和4年12月19日に工事監査の指摘に係るフォローアップ研修を実施した。</p> <p>これらの研修等により、指摘内容及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
			○			○	◎	

37	下水道局	コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、発電機棟の建設や地下オイルタンクの設置、ポンプ所本体の建設などを行っている。</p> <p>ところで、局積算基準では、コンクリート打設費はポンプ圧送基本料金、ポンプ圧送費、コンクリート打設手間から構成されている。ポンプ圧送基本料金はコンクリートポンプ車1台当たりの基本料金、ポンプ圧送費はコンクリート数量当たりの圧送に係る費用、コンクリート打設手間はコンクリート数量当たりの打設に係る費用である。</p> <p>そこで、各契約のコンクリート工事の積算について見ると、次の不適正な点が認められた。</p> <p>① 発電機棟建設では、ポンプ圧送基本料金を4回で計上すべきところ、誤って9回で計上している。</p> <p>② 地下オイルタンクを保護するコンクリート構造物の設置では、ポンプ圧送費の単価で積算すべきところ、誤ってポンプ圧送基本料金の単価で過大に積算している。</p> <p>③ ポンプ所建設に伴う仮設タワークレーン用コンクリート基礎設置費では、ポンプ圧送基本料金を1回で計上すべきところ、誤って54回で計上している。</p> <p>これらのことから、積算額について、過大なものとなっている。</p> <p>局は、コンクリート工事の積算を適正に行われたい。</p>	<p>①、②の指摘について、第一基幹施設再構築事務所工事第一課は、令和4年7月28日の第一基幹施設再構築事務所工事変更審議委員会で審議し、受注者に工事変更の通知を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>③の指摘については、第一基幹施設再構築事務所工事第二課は、令和4年11月10日の第一基幹施設再構築事務所工事変更審議委員会で審議し、現場状況を踏まえ、仮設タワークレーンから自走式クレーン車へ変更することを決定し、受注者に工事変更の通知を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>建設部土木設計課は、コンクリート工事の違算防止を図るため、令和4年7月12日に新たに建築工事におけるコンクリート打設積算チェックシートを作成した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>計画調整部技術開発課は、令和4年7月20日にコンクリート工事（ポンプ圧送）基本料金の積算の際に、入力内容についての注意喚起が表示されるよう積算システムを変更した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>建設部土木設計課は、令和4年6月13日の他部署の担当者も参加する設計審査、チェック担当者のミーティングにおいて、指摘事項を周知し、水平展開を行った。</p> <p>建設部は、令和4年7月12日の部内課長会において指摘事項の内容を周知し、同日の課内課長代理会において、チェックシートの活用による再発防止の徹底を図った。</p> <p>局は、令和4年12月19日に工事監査フォローアップ研修を実施した。</p> <p>次年度以降においても、年度当初に毎年実施している職場研修等を活用し、今回の事例について関係職員に周知していく。</p> <p>【2-エ】</p>
			1	2
			アイウエ	アイウエ
	◎			

38	下水道局	工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの	<p>局は、ポンプ所等の建設工事に当たり、吾嬭ポンプ所発電機棟建設工事監理等委託ほか3件により、工事監理等業務を委託している。</p> <p>ところで、建築士法では、国土交通大臣は工事監理受託契約の業務報酬基準を定めることができるとされており、国は業務報酬基準を昭和54年建設省告示第1206号で制定し、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示15号」という。）で改正している。その後、平成26年に建築士法が改正され、工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で工事監理受託契約を締結するよう努めなければならないと定められた。また、平成31年1月に、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）で業務報酬基準を再度改正するとともに、官庁施設の設計業務等積算基準及び官庁施設の設計業務等積算要領（以下「国基準等」という。）を改定している。</p> <p>これを受けて、東京都建築工事関係共通基準である設計等委託料積算標準においても、平成31年4月に、告示98号等を参考に委託料の算定方法を改定している。</p> <p>そこで、委託のうち2件の工事監理等委託料の算定に適用した局積算基準（調査・委託編。以下「局基準」という。）令和元年10月版、ほか2件の工事監理等委託料の算定に適用した局基準令和3年10月版をそれぞれ確認したところ、何れも工事監理等委託料の算定に当たっては、旧業務報酬基準である告示15号及びそれに基づく国基準等を参考にしており、局基準平成30年10月版から委託料の算定方法を改定していないことが認められた。</p> <p>このことについて局は、局基準令和4年10月版で告示98号等を参考に工事監理等委託料の算定基準を改定する予定であるとしている。また、算定基準の改定に時間を要している理由として、告示98号の改正を受けて、局基準の記載内容や積算システムの改修内容の精査を開始したものの、局基準以外にも改定が必要な基準類があり、それらを優先したためとしている。</p> <p>しかし、平成31年1月に告示98号が公布されてから監査日（令和4年6月2日）現在まで3年以上の間、告示98号に準拠せず工事監理等委託料を算定していたことは、業務報酬基準に準拠した委託代金での契約に努めることを求めた建築士法改正の趣旨に反しており適切でない。</p> <p>局は、工事監理等委託料の算定基準を適切に改定されたい。</p>	<p>局は、局基準を令和4年10月1日に改定し、工事監理等委託料の算定に係る記載を、告示98号に準拠した内容とした。</p> <p>また、計画調整部技術開発課は、令和4年9月27日及び28日に局基準の改定説明会を行い、改定した工事監理等委託料の算定方法で積算することを周知した。【1-エ】</p> <p>局は、今後は速やかに改定できるよう、局基準を国や財務局の記載に合わせ、改定箇所を早期に特定できるように記載内容に変更した。【2-ア】</p> <p>局は、令和4年12月19日に工事監査フォローアップ研修を実施した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎	○			○

39	教育庁	危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきもの	<p>庁は、蔵前工業高等学校の校庭等改修工事において、劣化したグラウンド舗装を消防法によって危険物指定された引火性のある塗料を使用して舗装している。</p> <p>消防法及び危険物関係施設の運用基準では、屋外で危険物を貯蔵する際、貯蔵数量に応じた取扱方法が定められている。</p> <p>本契約の工事記録写真等を見ると、消防法で定められている指定数量の約2倍の危険物指定された塗料を高校敷地内に搬入しているが、貯蔵場所の配置計画や貯蔵状況等を確認できない。</p> <p>庁によれば、受注者は、他現場で所轄消防署から了解を得ている事例を参考に、運用基準に則って、搬入した危険物を微量危険物となる量に分散させて、高校敷地内の複数箇所に相互間距離10m以上を確保して貯蔵していたとのことである。</p> <p>一方で、貯蔵状況等が確認できないことについて、工事請負契約に記載されている法令遵守は、受注者が契約上自主的に行うものであるとし、敷地内に微量危険物として分散して複数箇所に危険物を貯蔵していることについて、事前の貯蔵場所の配置計画や事後の貯蔵状況の確認を行っていないとしたとしている。</p> <p>しかし、庁は、東京都土木工事標準仕様書に基づき、受注者が消防法や運用基準を遵守して危険物を取り扱っているかを確認する必要がある。</p> <p>庁は、危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行われたい。</p>	<p>庁は、新たに「消防法に基づく危険物の取扱いチェック表（監督員用）」を作成し、令和4年3月30日付通知文により、チェック体制の強化の徹底を行った。【2-ウ】</p> <p>また、庁は、令和4年3月30日に営繕課課長代理会議を開催し、監査報告及び再発防止の周知徹底を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
40	港湾局	防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて	<p>局は、工事請負契約により、防災船着場の整備を行っている。</p> <p>ところで、東京港防災船着場付帯施設整備ガイドラインでは、照明施設を整備し、船着場背後のスロープや階段の基準照度については3lx以上を確保すること、スロープや階段の照明を断続的に設置することが定められている。</p> <p>そこで、各契約の照明の設計図面及び照明検討書について見ると、5か所の防災船着場では、スロープや階段の平均照度は3lxから6lxとなっており、基準照度が確保されているが、断続的に設置された照明灯の設置間隔が広いと、スロープや階段に光が届かない部分が見られる。</p> <p>一方、他の防災船着場は、スロープの照明灯を、光が届かない部分が極力出ない配置とした結果、平均照度が19lxと基準を大きく上回る設計となっている。</p> <p>このように、防災船着場背後のスロープや階段の照明は、同じガイドラインの設計条件に則って設計が行われているにもかかわらず、防災船着場ごとにスロープ等の平均照度に差が生じている。また、光が届かない場所が生じるなど、照明設計の結果に大きな違いが生じている。</p> <p>これら照明設計に大きな違いが生じていることにより、災害時における夜間の作業環境及び照明施設の積算額にばらつきが生じるおそれがある。</p> <p>このような事態が生じていたのは、ガイドラインでは照明を断続的に設置するという設計条件が定められているものの、防災船着場背後のスロープや階段の照明を設計する際の設置間隔や最小照度に関する詳細などが明確に示されていないことなどによる。</p> <p>局は、防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて検討が望まれる。</p>	<p>局は、照明の基準照度の明確化を図るために、令和4年10月6日付で「東京港防災船着場付帯施設整備ガイドライン」を改定した。大森南工事は令和4年5月12日付契約変更により照明の設置を取りやめ、これに則り今後整備を行う。【1-エ】</p> <p>局は、令和4年10月6日付通知文で、「東京港防災船着場付帯施設整備ガイドライン」の改定内容を防災船着場の各整備部署に対して周知を図った。</p> <p>また、局のポータルサイトに掲載することで局内に重ねて周知を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	

〔令和3年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
41	教育庁	調定額及び 収入未済額 が過小計上 となっているもの	(款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 教育使用料において、調定額及 び収入未済額が各10万115円過小 に計上されている。	過小に計上されていた調定額及び収 入未済額10万115円については、 令和4年6月13日に財務会計システ ムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 令和4年6月14日開催の各校経営 企画室長向け説明会にて、組織的な未 納管理や個々の事務処理における複数 チェック、後任者への確実な引継ぎ等 を徹底するよう指導・注意喚起を行っ た。 令和4年11月8日開催の学校事務 担当者向け説明会にて、授業料事務等 に係る講義を行った。 実施に当たっては、授業料システム における調定管理の仕組みや財務会計 システムとの関係、未納債権の管理な ど、本件再発防止に向けて特に注意が 必要となる事項について、事務の詳細 な流れや注意点等を追記し改善した事 務マニュアルによって説明を行うとと もに、本件不適切事例を紹介の上、注 意喚起を行った。【2-エ】		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
					◎	○
42	教育庁	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの	(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 において、調定額及び収入未済額が各 46万円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収 入未済額各46万円について、令和4 年6月27日に、財務会計システムに より更正処理を行った。【1-ウ】 令和4年11月9日に都立学校教育 部特別支援教育課が、課内へ決算見込 報告を依頼する際、各事務担当者が注 意する点や事務処理の流れを明記した 資料を共有し、財務会計システムより 出力される「歳入予算執行累計一覧」 を確認し、適正な収入管理をするよう 注意喚起を行うことで、再発防止を 図った。【2-エ】		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
					○	◎

〔令和4年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
					措置区分							
43	総務局（東京都公立大学法人）	契約変更手 続を適切に 行うべきもの	<p>法人は、学内及び学外利用者向けの動画配信を目的として「動画配信システム運用管理業務及びOCW用動画編集委託（単価契約）」を委託している。</p> <p>本契約書約款では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としているが、本委託の内容や請求書について確認したところ、動画編集業務の単価が変更されていることが認められた。</p> <p>このことについて、法人は、動画編集業務の一部を臨時職員に行わせたため、委託内容を変更し、受託者とは減額交渉をメールで行ったとしているが、契約変更手続を行わなかったことは適切でない。</p> <p>法人は、契約変更手続を適切に行われたい。</p>	<p>法人は、令和5年1月30日付4東公法総会第333号「契約事務の適正な実施について（通知）」を法人内経理事務管理者宛てに発出し、監査指摘事例の紹介を行うことで注意喚起を実施した。併せて、日常業務に活用可能な「契約事務チェックリスト」を配布し、契約手続の適正化を図った。</p> <p>また、法人は、今後、職員の契約・支払事務に係る業務習熟度を高めるため、年3回程度、各回ごとに設定した点検テーマに基づく自己点検を実施するとともに、年度当初の会計事務説明会を、事故の発生しやすいポイントについて解説する等、契約事務初心者にも分かりやすいものに再構築し実施する取組を通じ、法人内の指導を徹底する。【2-ウ、2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎
44	総務局（東京都公立大学法人）	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	<p>法人では、教室を改修するため、①間仕切り壁及びドア廊下側窓の設置、電源移設工事等、②O A床設置工事、③既設モニターの移設、プロジェクター及び天井スピーカーの設置の外それらに伴う配線工事を3件の随意契約により締結した。</p> <p>この工事内容を見たところ、同一の教室に係る工事であり、工期が重複していることが認められた。</p> <p>このことについて法人は、①の工事契約締結後に学内から新たな改修要望が出たため、②の契約を発注することになり、その後も要望が出て③の契約を発注したとしているが、①の工事の計画当初から提案されるべき内容であり、工事に係る要望を適切に把握すべきであったが、これを行っていないのは適切でない。</p> <p>以上のことから、1件の工事としていれば予定価格は500万円を超え、入札により調達すべきであるにもかかわらず、随意契約により調達していることは適正でない。</p> <p>法人は、計画的に工事を行われたい。</p>	<p>法人は、令和5年1月30日付4東公法総会第333号「契約事務の適正な実施について（通知）」を法人内経理事務管理者宛てに発出し、監査指摘事例の紹介を行うことで注意喚起を実施した。併せて、日常業務に活用可能な「契約事務チェックリスト」を配布し、契約案件についての適切な競争性、透明性の確保を図った。</p> <p>また、法人は、令和5年2月2日付4産技専管荒第801号「医工連携教育・研究プロジェクトの推進体制について」において、今後の工事計画の素案の審議・作成にあたっては、関係教職員が集まる医工連携会議において、情報共有や意見集約を適切に実施していく方針を決定し、令和5年2月9日付の同会議で周知した。【2-ウ、2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

45	生活文化スポーツ局 (学校法人愛国学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	<p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱及び手引により、本務教職員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。</p> <p>手引によると、本務教職員としての要件として、当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に加入していることが定められている。</p> <p>令和2年度及び令和3年度の学校法人愛国学園の愛国高等学校における本務教職員について確認したところ、両年度ともに1名の教員が、法人の加入している私立学校共済組合に未加入であることが認められた。</p> <p>このため、866万9,600円の補助金が過大に交付されている。</p> <p>法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付された補助金866万9,600円については、学校法人愛国学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】</p> <p>本務教職員の私立学校共済組合等への加入状況の確認が確実にされるよう、令和5年度より「私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引き」に「共済組合基礎届等により、基準日現在の加入状況を必ず確認するように」と留意点を追記することとし、案を作成した。【2-ウ】</p>							
			1	2							
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
	◎					○					
46	生活文化スポーツ局 (学校法人桃園学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (ア)	<p>局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、対象事業数に基づき補助金を交付している。</p> <p>この補助については、手引によれば、「年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、年3回以上実施)」が交付要件となっている。</p> <p>また、局は、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について(特別補助関係)」により学期要件(1学期に1回以上)を緩和し、令和3年度実績については、通年で3回以上実施すれば補助要件を満たすものとしている。</p> <p>学校法人桃園学園は、桃園幼稚園における令和3年度の地域教育事業補助により、子育て親子の交流の場の提供と交流事業を実施する予定として補助金の交付を受けていたが、当該事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通年で3回以上実施の補助要件を満たしていなかったことが認められた。</p> <p>これにより、30万円の補助金が過大に交付されている。</p> <p>学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付された補助金30万円については、学校法人桃園学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】</p> <p>補助金の返還が生じる場合、返還手続が確実にされるよう、令和5年度より「私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引き」に「事業を予定通り実施できなかった場合は速やかに私学部に連絡する」旨を追記することとし、案を作成した。【2-ウ】</p>							
			1	2							
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
	◎					○					

47	生活文化スポーツ局 (学校法人松かぜ学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (イ)	<p>局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、対象事業数に基づき補助金を交付している。</p> <p>この補助については、手引によれば、「年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、年3回以上実施)」が交付要件となっている。</p> <p>また、局は、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について(特別補助関係)」により学期要件(1学期に1回以上)を緩和し、令和2年度実績については、1学期及び2学期において1回以上、年2回実施し、令和3年1月7日発令の緊急事態宣言などを踏まえ3学期に実施できなかった場合は、事業を中止したことが分かる資料をもって補助要件を満たすものとしている。</p> <p>学校法人松かぜ学園は、れいがん寺幼稚園における令和2年度の地域教育事業補助により、子育て親子の交流の場の提供と交流事業を実施する予定として補助金の交付を受けていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度中は事業を中止していたことが認められた。</p> <p>これにより、30万円の補助金が過大に交付されている。</p> <p>学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p>	<p>過大に交付された補助金30万円については、学校法人松かぜ学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】</p> <p>補助金の返還が生じる場合、返還手続が確実に行われるよう、令和5年度より「私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引き」に「事業を予定通り実施できなかった場合は速やかに私学部連絡する」旨を追記することとし、案を作成した。【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	
48	生活文化スポーツ局 (学校法人科学技術学園)	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	<p>局は、私立通信制高等学校経常費補助金交付要綱により、広域の通信制の課程を置く私立高等学校に対して、交付年度の7月1日現在の都内在住生徒数に基づき、補助金を算出し、交付している。</p> <p>学校法人科学技術学園の科学技術学園高等学校(通信制)に対する補助金の交付状況を見たところ、令和2年度及び令和3年度において、補助金額の算定基礎となる都内在住生徒数に都外在住生徒がそれぞれ1名ずつ含まれていたことが認められた。</p> <p>これにより、8万6,200円の補助金が過大に交付されている。</p> <p>学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付された補助金8万6,200円については、学校法人科学技術学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和5年3月2日に返還された。【1-ア】</p> <p>令和4年度補助金の実績報告の提出依頼文書に、申請時の都内在住生徒数の確認について「他県在住生徒が含まれていないか再度確認するように」と留意点を追記した。【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	

49	都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)	契約事務規 程に基づき 予定価額を 設定すべき もの	<p>会社は、契約の公正性及び経済性に資することを目的として、「契約事務規程」及び「契約事務取扱要綱」を施行している。</p> <p>規程第4条第1項において、契約を締結しようとするときは、原則としてあらかじめ当該契約に係る契約予定価額を設定しなければならない、同第3項において、契約額は、契約予定価額を上回ることができないとされている。</p> <p>しかし、会社は、契約予定価額を設定しないまま見積書を徴し、契約の相手方及び契約金額を実質的に決めた後に、起工及び契約締結に係る起案を同時に行い、意思決定しており、適正でない。</p> <p>会社は、契約予定価額の設定を適正に行われたい。</p>	<p>会社は、令和5年2月14日に、会社の全体会議において、この度の指摘内容及び契約事務規程等を使用し、注意喚起を行った。</p> <p>また、令和5年2月14日に、担当者向けに説明会を開催し、当該指摘を参考にしながら、契約予定価額を正しく設定することについて周知を行い、再発防止に取り組んだ。【2-エ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
50	福祉保健局 (社会福祉 法人こぼと 会)	補助金を返 還すべきも の(ア)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人こぼと会が設置するあおぞら保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(零歳児の延長保育)に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で103万円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金103万円について、令和5年3月10日付で法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>					
			1	2					
			◎						

51	福祉保健局 (社会福祉 法人紫峰 会)	補助金を返 還すべきも の(イ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人紫峰会が設置するすずらん保育園で、特別保育事業等推進加算のうち外国人児童受入れにおいて、対象児童ごとに言語等の配慮を行っていることが分かる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で59万4,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金59万4,000円について、令和5年3月10日付で法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○

52	福祉保健局 (社会福祉 法人清心福 祉会)	補助金を返 還すべきも の(ウ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人清心福祉会が設置するしんまち保育園、わらべうつき台保育園、わらべ東久留米保育園、わらべ日野市役所東保育園及びわらべみどり保育園で、特別保育事業等推進加算のうち知的障害児の保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことや、保育所地域子育て支援推進加算において実績を示す資料がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分につき、しんまち保育園で9万円、わらべうつき台保育園で115万8,000円、わらべ東久留米保育園で11万4,000円、わらべ日野市役所東保育園で7万6,000円、わらべみどり保育園で591万3,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金735万1,000円について、令和5年3月14日までに法人から返還を受けた。(しんまち保育園9万円、わらべうつき台保育園115万8,000円、わらべ東久留米保育園11万4,000円、わらべ日野市役所東保育園7万6,000円、わらべみどり保育園591万3,000円)【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○

53	福祉保健局 (社会福祉 法人妙泉 会)	補助金を返 還すべきも の(エ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人妙泉会が設置する貫井保育園で、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で72万円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金72万円について、令和5年3月9日付で法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○
54	福祉保健局 (社会福祉 法人やすら ぎ会)	補助金を返 還すべきも の(オ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人やすらぎ会が設置する桜台保育園で、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において、対象者の人数算定を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で53万4,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金53万4,000円について、令和5年3月14日付で法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○

55	福祉保健局 (社会福祉法人六踏園)	補助金を返還すべきもの(カ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人六踏園が設置する皐月保育園で、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で26万4,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金26万4,000円について、令和5年3月9日付で法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○
56	福祉保健局 (社会福祉法人わらしこの会)	補助金を返還すべきもの(キ)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人わらしこの会が設置するわらしこ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で175万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金175万5,000円について、令和5年3月7日付で法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○

57	福祉保健局 (ベルカント保育園)	補助金を返還すべきもの(ク)	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>個人事業者が設置するベルカント保育園で、保育所地域子育て支援推進加算のうち保育拠点活動支援において実績のない事業を計上していたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、令和2年度分で68万円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、事業者に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金68万円について、令和5年3月14日付で事業者から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(Jグランツ)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○
58	産業労働局 (公益財団法人東京環境公社)	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めべきもの	<p>局は、水素ステーション導入の支援を行う業務委託契約を公社と締結している。</p> <p>仕様書で、業務内容「④水素ステーション整備に関するヘルプデスクの管理等」について、外部の専門家等から技術的な情報提供を求める場合は、1事業者当たり10回程度を限度に、既存ガソリンスタンドに水素ステーションを併設整備する際に設計図面等を提供する場合は、6事業者程度を限度に実施することと定めている。</p> <p>しかし、外部の専門家等からの技術的な情報提供や既存のガソリンスタンドへの図面等の提供について、令和3年度は実績がないことが認められた。</p> <p>本件経費として計上されている外部の専門家等からの技術的な情報提供や図面等の提供について、実績がなかったにもかかわらず減額の対象としていないことは適切でない。この結果、契約金額が過大な支出となっている。</p> <p>局は、業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求められたい。</p>	<p>局は、本業務委託契約において、実績がなく過大に支出した費用について、令和5年1月30日付協議書により公社に返還を求めた。</p> <p>公社は、令和5年3月9日に、過大な支出金を返還した。【1-ア】</p> <p>また、局は、受託者と委託者の間で確実な情報共有が可能となるよう仕様書を修正し、契約変更を適切に実施できるようにした。【2-イ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎					○		

59	産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	生產品の売 上現金の管 理を適正に 行うべきも の	<p>財団は、有機農業堆肥センターにおいて、堆肥の生産、販売をしている。センターでは、堆肥の生産量、販売量、販売金額を帳簿に記載して管理しているものの堆肥は袋詰めされずに山積みで保管されているほか、水分の蒸発等によっても在庫の重量が変動することから、棚卸しにより在庫の重量を厳密に把握することは実務上、不可能であり、在庫の減少と現金の増加を紐付けて売上現金の管理をすることができないとしている。本来は、棚卸しにより在庫の管理をすべきであるが、センターは、堆肥の配付に当たり農家等から徴する堆肥購入承諾書及び申込書、領収書控え、売上現金により売上を認識し、これらの管理を同一部署において行っている。</p> <p>この場合、少なくともあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理することにより、売上があったことを漏れなく認識できる仕組みとすべきところである。</p> <p>しかし、センターは領収書の連番管理を行っておらず、適正でない。</p> <p>財団は、領収書の連番管理を行うなどして、生產品の売上現金の管理を適正に行われたい。</p>	<p>財団は、令和4年9月15日からあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理している。また、令和5年1月23日に、堆肥を運搬するホイローローダーの運搬可能重量に杯数を乗じ、さらに堆肥水分率に応じて補正する方法により棚卸しを行った。</p> <p>【1-エ】 四半期ごとに棚卸しによる在庫量確認を実施することにした。【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○
60	産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	支援内容を 明確に区分 できる資料 に基づき交 付決定を行 うべきもの	<p>財団では、チャレンジ農業支援事業として、専門家派遣、助成等を実施している。都からのチャレンジ農業支援事業費補助金が助成金の財源となっている。</p> <p>この事業では、専門家による支援の成果とこれを元に行われる委託の成果の一部が重複する可能性があり、その場合、専門家に対する報償費と委託に対する助成金が支出されることで、同一の成果に対して二重に金銭的支援が行われることを防止するため、それぞれの成果を明確に区分して把握する必要がある。このため、それぞれの成果を明確に示した資料を備えることが成果の重複状況を比較検証するに当たって必要になる。</p> <p>そこで、専門家派遣を利用した助成金申請者の交付決定に関する資料を確認したところ、専門家から提出されたレポートが添付されていないケースやレポート等の記載内容が不十分なケースがあった。このため、専門家による支援の成果とこれを元に行われる委託の成果の区分が明確でない事例が認められ、WEBサイトの作成については、助成金の交付決定に係る審査担当者がその可否を添付資料によって判断することができない状況となっている。</p> <p>財団は、専門家派遣と助成対象業務に対する支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行われたい。</p>	<p>財団は、専門家による支援の成果と助成事業の成果の重複状況を比較検証するため、チャレンジ農業支援事業費助成金交付要綱を改正し、助成金交付申請書に添付する事業計画書に「専門家派遣の支援経過及び成果（到達点）」及び「選定事業者の名称及び選定理由」の記載欄を追加した。また、助成金審査会において、専門家派遣と助成事業の経費の区分など支援内容の重複状況を審査するため、チャレンジ農業支援事業費助成審査実施要項を改正し、審査項目に「経費の妥当性」を追加した。【2-ア】</p> <p>農業者等への専門家派遣ごとに専門家が実施したアドバイス（成果物等がある場合はその具体的な内容等を含む）については、各回の実施状況を書面に記録するとともに、当該農業者等の派遣が全て終了した時点で派遣全体の成果が明確に分かるように記録することにした。また、専門家を派遣した農業者等から助成事業の申請があり、交付決定を判断する際には、それらの記録と突合し、専門家派遣における成果等と助成事業に重複がないことが分かる資料を作成し、助成を決定する際の手続きに添付するとともに、助成事業の根拠資料として交付決定書類と一体的に保管することにした。【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○

61	産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	分収林契約 に係る解除 契約を適切 に見直し主 伐事業へ移 行するよう 指導すべき もの	令和3年度に期間が満了した分収林契約について、令和2年度の調査によりいずれも不採算であったため、立木のまま所有者へ無償譲渡していたが、解約契約書第4条第2項に、返還後5年間は森林循環促進事業(主伐事業)の適用を申請することができないと定めていることが認められた。	局は、分収林事業について、森林循環促進事業の推進を図るため、解約契約書第4条第2項を削除することとし、令和4年12月に財団と協議した。 財団は、令和5年1月に解約契約書第4条第2項を削除する処置を行った。【2-イ】				
			その結果、一方では花粉対策としての主伐事業による森林循環を推進しながら、他方では、分収林契約の解約により、主伐による森林循環の仕組から除かれるという矛盾が生じている。					
			局は、分収林事業について方針を見直した上で、財団に対し、分収林契約に係る解約契約を適切に見直し、主伐事業へ移行するよう指導されたい。					
	1	2						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎		
62	中央卸売市場(東京八王子青果株式会社)	補助事業の 確認及び確 定事務手続 を適切に行 うべきもの	市場は、令和3年度において、東京八王子青果株式会社に対して、八王子市場の移転工事契約を対象として補助金を支出している。	令和5年2月8日付の文書(東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金の交付事務処理について)に基づき、補助金の額を確定するための調査において、確認項目や留意点を記載したチェックリストを活用して確認及び記録を行うことにより、補助事業に補助対象外の経費が含まれていないかなど、適切に確認を行うこととした。 【2-ウ】				
			移転先である新施設敷地内に「祠(ほこら)」(以下「当該施設」という。)があることが認められた。補助金交付要綱において、当該施設は補助対象とならない。					
			当該施設の移転については、移転工事の仕様書に記載はないものの、工事受注者は、見積りの前の時点で前八王子市場に当該施設が存在することを確認したとしていることから、工事契約の「諸経費」に含めて積算、請求していることが考えられる。そこで、今回監査を受けて、市場が改めて団体を通じて受注者に当該施設の移転経費が工事経費に含まれているかについて確認した結果、含まれていないとのことであった。					
	1	2						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎		

63	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	<p>（指定店工事について） 緊急に行う必要がない補修について通常の方法により行うべきもの</p>	<p>協会は、指定管理者として、各動物園の施設、設備の補修及び修繕を行っている。</p> <p>協会では、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等については、指定店制度要領により、補修及び修繕を所管する施設課が、あらかじめ指定店として協会に登録した者に発注、契約、履行の確認を行い、支払のみ総務課が行う仕組みとしている。</p> <p>指定店による工事等（以下「指定店工事」という。）は、入札や見積り合せの事務に要する期間を待つと迅速に対応できなくなるような、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うことを目的としている。</p> <p>恩賜上野動物園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園は、指定店工事により補修を行っているが、そのうち13件については工事内容から見て、いずれも緊急に行う必要が認められず、指定店工事により補修したことは適正でない。</p> <p>協会は、緊急に行う必要がない補修について、指定店工事によらず、通常の方法により行われたい。</p>	<p>協会は、指定店工事発注に先立ち、その必要性と緊急性を明記した「指定店工事発注理由書」の作成を義務付け、全案件の緊急性を本社で確認することとし、令和5年4月1日付で関連する要領と維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ア、2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
				○		◎	○	
64	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	<p>（指定店工事について） 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの</p>	<p>恩賜上野動物園では指定店工事により補修を行っているが、そのうち3件の工事を見ても、同種の不具合を複数箇所まとめて30万円以上の指定店工事として発注している。</p> <p>協会では「工事・作業依頼処理票」により補修案件等の整理を行うよう定めているが、上記案件はそれらの整理がされておらず、不具合を発見した時点を特定することができない。</p> <p>これらの指定店工事の時期に、契約事務に必要な1か月程度の期間を待つことができないほど緊急性の高い同種の不具合が、集中して発生する可能性は極めて低く、また、これらの指定店工事により補修した不具合がいつ発生したかは明らかでないことから、緊急に行う必要があったものとは認められない。</p> <p>協会は、不具合の発見等について漏れなく記録するなど適正な維持管理に努めるとともに、不具合の状況に応じた契約方法により補修するよう、仕組みを改められたい。</p>	<p>協会は、修繕を依頼する工事作業依頼票の作成を徹底し、不具合の発見日と修繕の期限を明記することとし、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
						◎	○	

65	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について） 建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握すべきもの	<p>恩賜上野動物園では、シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事において、擬ツタを更新している。その際、擬ツタ6本の処分費3万円を支払っているが、処分状況の記録写真を見たところ、撤去した擬ツタのうち3本については、飼育係が再利用するとして引き取っており、処分を行っていない。</p> <p>このため、擬ツタ3本分の処分費1万5,000円が過大に支払われており、適正でない。</p> <p>協会は、指定店工事における建設副産物の処分に当たり、処分数量を適正に把握するとともに、過大に支払った処分費について返還を求められたい。</p>	<p>協会は、過大支出となった擬ツタ3本分の処分費1万5,000円の返還を請求し、令和5年1月31日に返還された。【1-ア】</p> <p>協会は、契約後、建設副産物の数量が変更となった場合には設計変更を行うよう定め、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
66	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（指定店工事について） 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの	<p>恩賜上野動物園では、指定店工事により複数箇所の給排水に係る補修工事を行っている。</p> <p>工事契約に基づき、取り外した水中ポンプ、電気温水器、配管類を建設副産物として処分しているが、処分に係る産業廃棄物管理票を見ると、排出事業者が廃棄物の処分終了を確認するためのD票の処分終了日が令和3年12月23日付で、工事完了日である令和3年12月1日より後となっていることから、処分完了を確認しないまま工事完了を認めていることとなり適正でない。</p> <p>協会が定める維持管理事務マニュアルにおいて、工事契約に基づき処分することとした建設副産物について、履行の完了を確認しないまま、工事完了を認める旨、定めていることは適正でない。</p> <p>協会は、工事の完了を認めるに当たり、建設副産物の処分の完了を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定されたい。</p>	<p>協会は、建設副産物の処分を完了した後、工事完了とすることとし、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
67	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの	<p>葛西臨海水族園では、ペンギンについて、モルタル製擬岩による模造岩場で構成された放飼場において展示しているが、この放飼場において、令和3年10月17日、劣化した擬岩が陥没した。この対応として協会は、次の3件の対策を異なる時期にそれぞれ実施している。</p> <p>① 単管による内部補強 ② ペンギン等の進入防止対策 ③ 裏面側塀の補強</p> <p>これらの対策について確認したところ、①の工事は陥没を防止できず有効でないこと、②の工事は局の助言により速やかに行うべきところを後発工事としたことは適切でないこと、③の工事は②の工事と同時に行うべきで分けて発注したことは適切でないことが認められた。</p> <p>協会は、施設の安全確保に有効な工事を、適正な契約方法により速やかに実施されたい。</p>	<p>協会は、速やかに有効な工事を実施するため、緊急工事の起工前に施設課職員と現場状況の把握及び工事内容を検討するとともに、東部公園緑地事務所と協議を行うこととし、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>															
					1	2													
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							

68	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの	<p>協会は、建設局と恩賜上野動物園外3施設の管理に関する基本協定を締結しており、基本協定では、「管理運営の実施に当たり、年度ごとに協会が行っている本協定以外の事業と経理を明確に区分」するとしている。</p> <p>ところで、協会は、公益事業に係る収支について、公益目的事業会計として経理しており、当該会計の中で、指定管理事業と固有事業とに更に区分し経理している。しかし、令和2年度及び令和3年度において、協会が指定管理事業とは別に局から受託している事業に関しても、公益目的事業会計のうち、指定管理事業の区分で経理していることが認められた。</p> <p>このことについて、協会は、指定管理事業の区分の中であっても、事業に関する収支は個別に把握することができているとしているが、客観的に見て、基本協定で定める年度ごとに行っている基本協定以外の事業と経理を明確に区分したものとは言えず、適正でない。</p> <p>協会は、基本協定に沿った会計処理を行われたい。</p>	<p>協会は、令和4年度決算から、指定管理事業以外の事業については指定管理事業の区分で経理せず、固有公益事業に経理した。【1-エ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日に経理担当者月例会議（経理第一係・第二係ミーティング）を行い、指摘事項の内容と、今後の会計処理の方針について周知徹底した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			アイウエ	アイウエ			
		◎					○
69	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	<p>（更新未了となった排水設備について）テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの</p>	<p>協会は、雨天時の雨水流入により排水汚水槽が増水傾向にあるため、排水柵にテレビカメラを設置して各系統からの流入傾向を把握するとして、指定店制度を用いて排水設備調査を行った。</p> <p>指定店制度とは、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等について、指定店として登録済みの者に発注する仕組みで、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うものとされている。</p> <p>しかし、この調査にそのような緊急性は認められず、指定店制度を用いて実施したことは適正でない。</p> <p>協会は、調査の必要性を適切に検討し、緊急性がない調査等については、通常の契約手続により適正に行われたい。</p>	<p>協会は、指定店工事発注に先立ち、その必要性和緊急性を明記した「指定店工事発注理由書」の作成を義務付け、全案件の緊急性を本社で確認することとし、令和5年4月1日付で関連する要領と維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ア、2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			アイウエ	アイウエ			
		○		◎		○	

70	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	<p>（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）</p> <p>指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの</p>	<p>局は、多摩動物公園内にあるライオンバス発着所の整備工事の中で、木製ベンチを設置している。</p> <p>局から指定管理者である協会へ、令和2年8月に発着所を引き継いだ後、協会は、同年12月に、発着所の再開準備の中で、ベンチを撤去したことが認められた。協会は、ベンチを撤去した理由として、整備工事で設置した手すりの利用が妨げられるおそれがあるためとのことであった。</p> <p>整備工事の前段である実施設計段階において、ベンチと手すりの位置関係に関して、施設を管理する協会と十分な検討がなされていたとは言えず、適切でない。</p> <p>その結果、一度も使用することなく撤去したベンチについて、整備工事における設置に要した金額、及び修繕工事の金額が不経済支出となっている。</p> <p>局は、今後の動物園施設の整備等に当たり、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行われない。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、令和4年11月15日開催の課長代理会において、指摘事項を周知するとともに、指定管理者との設計の確認時には、イラスト等を用いたイメージの共有に取り組むなど、十分な協議・調整を行うよう注意喚起し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
71	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	<p>（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて）</p> <p>発生材の処分について履行確認を行うべきもの</p>	<p>協会は、修繕工事で出る発生材（撤去したベンチの一部）について、受注者に処分するよう見積依頼書の仕様にて定めている。</p> <p>ところで、本工事の記録写真には、処分をする発生材が受注者の敷地内に仮置きされた状況までしか記録されていなかったため、協会に対し、処分についての確認を行ったかを聞いたところ、監査日（令和4年10月12日）現在、確認を行っていないとのことであった。</p> <p>発生材の処分についての履行確認をすることなく、代金を支出していることは適正でない。</p> <p>協会は、発生材の処分について履行確認を行われない。</p>	<p>協会は、令和4年10月19日に、マニフェスト（D票）により同年7月13日付で発生材が処分されていることを確認した。【1-エ】</p> <p>協会は、発生材の処分を適正に確認するよう仕組みを改めることとし、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

72	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの	<p>恩賜上野動物園では、モノレールの運行休止後、代替手段として協会が委託により無料のシャトルバスを運行している。</p> <p>運行契約について確認したところ、令和元年10月24日付事務連絡により、局から協会に対し、シャトルバスの運業者として選定することが妥当な事業者を示している。これを受けて協会は、令和元年度に当該事業者と特命による契約を締結し、令和2年度以降も、同一の特命理由により同者を受託者としているが、特命理由が適切でない。</p> <p>協会は、業者選定の時間がない中で運行契約を締結する必要があったことから、要綱に基づき、緊急性があることを理由とした随意契約で行うべきであった。また、局は、事務連絡において、令和2年度以降についても同一業者を特命するよう指示したものではないとしているが、事務連絡に令和元年度に限ることは明記されていないため、協会が特命による契約を継続する状況となっており、適正でない。</p> <p>局は、協会に対し、シャトルバス運行契約について、適正に契約を締結するよう指導されたい。</p>	<p>協会は、令和5年度の運行契約について、令和5年2月26日付で企画提案方式により事業者を決定した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>公園緑地部は、令和4年11月12日付通知文で、令和元年10月24日付事務連絡は現在の運行契約への適用を求めるものではない旨、協会に対し改めて通知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○
73	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの	<p>協会は、浜離宮恩賜庭園にある発着場に停留する水上バスを運行しているA社（以下「会社」という。）との間で、水上バス乗船券と浜離宮恩賜庭園の入園整理券を会社がセット販売し、後日精算することなどを定めた「セット券販売に関する覚書」を締結している。</p> <p>そこで、このセット券の入園料分の精算について見たところ、「入園者数日別集計表」には、日ごとの入園整理券の販売枚数が書かれているが、その根拠となる資料が添付されておらず、会社から報告された販売枚数が正確であるかを協会が確認することができない状態であることが認められた。</p> <p>協会は、入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行われたい。</p>	<p>協会は、令和5年3月6日付で「セット券販売に関する覚書」の改定を行い、会社から報告される販売枚数の根拠となる資料の閲覧を会社に対し要求できることとした。【1-エ】</p> <p>協会は、令和4年11月15日開催の公園事業部部課長会議及び令和4年11月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、今回の指摘事項を周知し、類似事項の発生がないか点検を行うよう注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○

74	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	<p>東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定では、東京都瑞江葬儀所における管理運営業務のうち、施設の使用許可については、協会が受付及び使用料の徴収を行い、徴収された使用料は、局がこれを受け入れることと定められている。</p> <p>協会は、使用料の徴収に当たり、使用申込書、収入金処理票及び使用券兼領収書の3枚1組で構成される、連番管理された手書き複写式の帳票を用いている。</p> <p>この事務処理について、令和4年2月分（579件）を見たところ、協会は、帳票を書き損じた場合（84件）において、書き損じた帳票は3枚一式で保管しているものの、番号が振られていない別の帳票に書き損じた帳票に振られた番号を手書きで記載し、正規の帳票として使用料を徴収していたことが認められた。</p> <p>このような事務処理は、収入金の漏れや誤りを防ぐという、帳票の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっておらず、適正でない。</p> <p>協会は、帳票の取扱いを改め、瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行われたい。</p>	<p>協会は、令和4年10月に番号が振られていない帳票を廃棄するとともに、今後は適正な連番管理（書き損じた帳票の書損処理・保管、別の新しい番号で帳票作成）がなされるよう、同年10月23日付で事務処理マニュアルを改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和4年10月30日開催の事務所ミーティング及び同年11月15日開催の公園事業部課長会、霊園葬儀所管理職会議において、今回の指摘事項を周知し、手続の適正化について注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○
75	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	規程に従って契約事務を行うべきもの	<p>協会は、財務会計規程により会計処理に関する基本を定めており、規程では、緊急な施工を要する工事の請負契約、又は250万円未満の工事の請負契約及び委託契約については契約書の作成を省略できること、及び契約書の作成を省略する場合は、注文書の交付、請書の徴取、請求書又は納品書の徴取その他の方法により、契約の存在及び履行の状況を明らかにしておかなければならないことが定められている。</p> <p>そこで、協会が規程の定めに従って契約書を作成しているかについて確認したところ、3件の委託契約について契約書の作成を省略できると誤認したため、契約金額が250万円以上の契約であるにもかかわらず、契約書の作成を行っておらず、適正でない。</p> <p>協会は、規程に従って契約事務を行われたい。</p>	<p>協会は、緊急起工においても250万円以上の契約の場合は契約書を締結するように、令和5年3月13日付で「緊急施工・簡易修繕等発注の手引き」を改訂した。【2-ウ】</p> <p>協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部課長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約事務が適正に行われるよう注意喚起した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

76	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	（契約変更について） 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	<p>協会は、旧古河庭園の「春のバラフェスティバル」実施に伴い、ライトアップの設備設営及び維持管理保守を委託しており、この契約ではライトアップ期間を令和3年5月7日から同月19日までと定めている。</p> <p>ところが、新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言の影響により、令和3年6月13日に受託者にライトアップを実施させた。</p> <p>しかし、本件の契約期間は令和3年4月8日から同年6月10日までであるため、協会は契約書に定められた契約期間外にライトアップを実施させていたことになる。</p> <p>契約事務取扱要綱によれば、契約期間の変更が生ずる場合には契約変更手続を行わなければならない。また、旧古河庭園は都の文化財庭園であるため景観面に十分配慮する必要があることから、事故が発生した場合等に対処できるよう損害賠償請求等について定めた契約書の契約期間内に業務を履行すべきであり、協会が契約変更手続を行っていないことは、適正でない。</p> <p>協会は、契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>協会は、令和5年3月13日付で「契約制度及び契約案件に関する手引き」を改訂し、今回の事例を用いて、契約期間の変更が生じた場合には契約変更手続を行うことを明記した。</p> <p>【2-ウ】 協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部部課長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約事務が適正に行われるよう注意喚起した。【2-エ】</p>
			1	2
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
77	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	（契約変更について） 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	<p>協会は、石神井公園の野外卓補修と樹木管理のため、工事契約を締結し、樹木管理については、基本せん定50本と枯損木伐採1本を行い、その発生材処分を行っている。</p> <p>そこで、この契約について見たところ、契約内容と完了届の内容に相違が見られた。</p> <p>このことについて、協会は、完了届が提出された際に、契約内容より数量が多いことに気づき、受注者に連絡したところ、金額はそのままのいいとの回答を口頭で得たため、契約変更手続をすることなく、検査合格とし、支払をしたとしている。</p> <p>しかし、この契約では、発生材の数量に単価を乗じて契約金額を算出しており、当初の契約数量を大幅に上回ったことから、契約金額の変更の必要が生じたにもかかわらず、契約事務取扱要綱に基づく契約変更手続を行っておらず、適正でない。</p> <p>協会は、契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>協会は、令和5年2月24日に契約金額の不足分として12万5,202円を支払った。【1-ア】</p> <p>協会は、令和5年3月13日付で「契約制度及び契約案件に関する手引き」を改訂し、今回の事例を用いて、契約金額の変更が生じた場合は契約変更手続を行うことを明記した。</p> <p>【2-ウ】 協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部部課長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約変更手続及び履行実績の確認が適正に行われるよう注意喚起した。【2-エ】</p>
			1	2
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ

78	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	<p>協会は、浜離宮恩賜庭園の維持管理のため、清掃委託契約を締結している。この契約に基づく園路清掃及び植込地清掃に係る契約額については、年間作業面積（1回に行う作業面積×年間清掃回数）に契約単価を乗じて算出している。また、園路清掃について、通常期は拾い掃き清掃を、落葉期は落葉清掃を行うとし、これらの作業の対象となる園路は同じであるため、両者を同時に行うものではないと仕様書に定めている。</p> <p>受託者から提出された作業実績表を確認したところ、</p> <p>① 契約では、通常期の園路清掃の年間清掃回数を339回としているが、作業実績は、契約の回数よりも5回少ない334回であることが認められた。</p> <p>② 契約では、通常期の植込地清掃の年間清掃回数を60回としているが、作業実績は、契約の回数よりも2回多い62回であることが認められた。</p> <p>協会は、通常期について契約変更手続を行わず、また、通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしていることを履行の完了確認の際に見逃していた。このため、園路清掃等に要した費用が1万9,041円過大に支払われており、適正でない。</p> <p>協会は、契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求められたい。</p>	<p>協会は、過大に支払った委託金額1万9,041円について返還を求め、令和5年1月19日に受託者より返還された。【1-ア】</p> <p>協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議、同年11月15日開催の公園事業部課長会議、同月18日開催の文化財庭園課庭園所長会及び同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議にて、指摘内容を周知し、契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うよう注意喚起した。【2-エ】</p>											
			1	2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎				
79	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの	<p>光が丘公園では、芝生広場の流れで消毒用薬品を使用している。薬品の使用期限は製造から6か月となっており、薬品を流水に注入する装置の取扱説明書にも、薬品は短期間で使い切ることとされている。</p> <p>協会は、装置への薬品補充を委託しており、仕様書において、7月及び8月の予定回数を1回ずつとしている。そこで、装置への薬品補充の実施状況について見たところ、初回の補充時には、前年の補充から6か月以上経過した薬品が、タンク内に残っていたが、それを廃棄しないまま新しい薬液を追加していた。その後の稼働期間中においても、一度も使い切ることなく、稼働最終日も薬品補充した後、次年度までそのままの状態としていた。</p> <p>また、補充回数についても、稼働期間中に週1回の頻度で行っており、月1回の予定を大幅に上回っていた。</p> <p>協会は、消毒装置の稼働開始に当たり、タンクに残留していた薬品を全て廃棄した上で、薬品の用法用量を守って新しい薬液を補充すべきところ、薬品の使用期限を守らず、また装置の取扱説明書どおりの取扱いを行わなかったことは適切でない。</p> <p>協会は、消毒用薬品の使用を適切に行われたい。</p>	<p>協会は、令和5年度契約の仕様を適切な薬品使用となるよう変更した。【1-エ】</p> <p>協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部課長会議にて、今回の指摘内容について周知し、類似事項の発生がないか確認した。</p> <p>また、令和5年1月17日付通知文により、各施設関係者に、消毒用薬品の適切な使用について注意喚起を行った。【2-エ】</p>											
			1	2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎				

80	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの	<p>指定管理者管理運営業務の手引きでは、次の手続が定められている。</p> <p>①指定管理料で工作物等を取得する場合は、事前に東部公園緑地事務所に相談すること</p> <p>②工事が完了した際には、速やかに東部公園緑地事務所に報告すること</p> <p>③東部公園緑地事務所は、報告内容を検討し、公有財産登録の必要があると判断したときは、協会に関係資料の提出を求めるなど所要の手続を執ること</p> <p>協会は、瑞江葬儀所敷地に廃棄物集積所を設置する工事を施工したが、工事によって生じた工作物について、③を所管する東部公園緑地事務所の管財担当に対して①、②の手続を執らなかったことが認められた。</p> <p>そのため、監査日（令和4年10月12日）現在、当該工作物が公有財産台帳に登録されておらず、適正でない。</p> <p>協会は、管理運営業務によって取得する公有財産に係る手続を適正に行われたい。</p> <p>局は、協会が管理運営業務によって取得した公有財産に係る取扱いについて適正に指導されたい。</p>	<p>協会は、令和4年10月26日に東部公園緑地事務所管財担当へ本件工作物の公有財産台帳登録に必要となる関係資料を提出し、東部公園緑地事務所管財担当は、令和5年1月10日に公有財産台帳の登録を完了した。</p> <p>【1-U】</p> <p>公園緑地部は、手続の漏れを防止するため、毎月の履行確認時に指定管理者から公園緑地事務所管財担当へ工事等に係る執行状況調書の提出を求めることとし、令和5年度向けの指定管理者管理運営業務の手引きを改訂した。</p> <p>【2-U】</p> <p>また、令和5年1月19日付通知文により、手引に定める公有財産に係る手続について、改めて指定管理者へ周知徹底を図るよう、各公園緑地事務所に注意喚起した。【2-E】</p> <p>協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部課長会議にて、手引に基づき公有財産に係る手続を適正に行うよう注意喚起した。【2-E】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
		◎				○	○
81	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	<p>都立神代植物公園の管理に関する基本協定では、協会は、公園の運営管理の一環として開かれる催事の実施に当たって、指定管理者管理運営業務の手引きに従って業務を実施しなければならないと定められている。手引では、協会が主体となって行う催事については、園地などの公園施設を占用する場合であっても、占用許可を要しないものと定められている。</p> <p>ところで、協会は、令和2年11月14日に神代植物公園芝生広場の一部948平方メートルを占用して映画上映会を開催しているが、協会は、同月13日付で西部公園緑地事務所宛て公園占用許可申請を行い、所は同日これに対する許可を与え、協会は占用料5,688円を納付したことが認められた。この取扱いは、手引に従ったものではなく、適正でない。</p> <p>協会及び局は、手引に従って公園の占用許可事務を行われたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、令和5年1月24日付で協会に対する本件公園占用許可を取消し、同年2月21日付で協会へ占用料5,688円を還付した。【1-A】</p> <p>協会は、令和4年11月16日付通知文及び同月22日に実施した関係部課長会議において指摘事項を周知し、注意喚起した。【2-E】</p> <p>西部公園緑地事務所は、令和4年11月14日に事務担当者会議を実施し、正しい事務処理について周知徹底した。また、令和4年11月16日に実施した指定管理業務履行確認時に、各指定管理者に対して「自主事業の手引き」の内容を改めて周知徹底した。</p> <p>【2-E】</p> <p>公園緑地部は、許可を要しない催事の実施に当たっては、指定管理者から所管の公園緑地事務所に対して事前に企画書を提出し、所の担当者が占用許可申請の要否について確認する旨、令和5年度向けの「自主事業の手引き」に明記し、各公園緑地事務所に周知した。【2-U】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○

82	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	<p>（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの</p>	<p>昭和通り駐車場全面打診調査委託（日本橋駐車場外3場）の調査結果について、公社は、令和2年10月に、局に調査報告書を提出している。報告書の中で、東銀座駐車場のB階段踊り場部の漏水について、B階段踊り場部の壁面の上部から漏水が集中し階段照明が設置されている梁型部分からの漏水が見受けられ、梁型部の仕上げ材は漏水による膨れ・欠損が見られると報告されている。また、既存梁型部の欠損等により仕上げ材等が落下するおそれのある部分を本調査委託時に撤去するよう依頼があったが、仕上げ材の石綿含有の有無が不明確なため、既存のまま残置としてであると報告されている。</p> <p>この報告について現場確認を行ったところ、監査日（令和4年9月14日）現在、梁型部の仕上げ材の漏水による膨れが、幅2m・高さ0.5m程度の範囲において露出している状況が認められた。当該箇所について、巡回による経過観察及び立入防止措置を講じているとするものの、石綿含有の可能性があるにもかかわらず監査日現在までの2年近くもの間、撤去や被覆等の対応がされていない。</p> <p>同時期に施工開設された駐車場において石綿含有が確認された例もあり、当該箇所の石綿含有の可能性が否定できない状況であるから、漏水による膨れが進行し落下する恐れのある露出部について、被覆等の応急措置対応を行うべきである。また、本全面打診調査委託の調査結果を受け、速やかに石綿含有調査を実施の上、適切な対応を行い撤去するなど必要な対応をすべきである。</p> <p>局は、こうした対応を公社に指示すべきであるにもかかわらず、監査日現在まで、これを行っておらず、適切でない。</p> <p>局は、全面打診調査結果の対応を適切に行われたい。</p>	<p>令和4年10月6日に、応急措置として当該箇所を被覆する対応を行った。</p> <p>また、令和4年11月下旬に当該箇所の石綿含有調査を実施した結果、石綿含有は認められなかったため、令和5年1月に梁型部の仕上げ材の膨れの除去を実施した。【1-イ】</p> <p>道路管理部は、令和5年2月22日開催の部課長会にて指摘内容を周知し、注意喚起した。</p> <p>また、部は、令和5年1月27日に指定管理者との情報連絡会で指摘内容を周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
	◎						○

83	交通局（株式会社東京交通会館）	駐車料金の追加支払等精算を行うべきもの	<p>会社は交通会館ビル内の駐車場を交通局と区分所有し、駐車料金収入等の管理業務を局から受託している。局が区分所有する駐車場区画の駐車料金は、賃貸管理業務の細目により、会社・局の駐車台数の比によりあん分して得る額とされ、それぞれの専有部分の区画にある駐車可能台数を細目で定めている。駐車料金の他、駐車場管理業務受託料等も、細目で定める駐車可能台数であん分し算出されている。</p> <p>細目によると、駐車場の改修工事に伴い、令和元年7月に駐車可能台数が局40台・会社135台へ改定されているが、台数の根拠とした改修工事の稟議書に添付されていた駐車場の図面では局41台・会社134台となっており、現地の状況も図面と一致し、局と会社の台数に1台分の相違があることが認められた。</p> <p>これにより会社から局に対し、相殺後、令和元年度から令和4年度までの合計で242万余円の追加支払が必要な状況となっている。</p> <p>会社及び局は精算を行い細目を改定するとともに、協定等の改定の際には適切に改定内容を確認し、算定上重要な要素である駐車可能台数の確認を改定時のみならず定期的に行われたい。</p>	<p>会社及び局は、令和4年12月9日付の細目改定により、駐車可能台数を改正し、令和元年8月1日に遡及して適用した。【1-エ】</p> <p>会社及び局は、これに基づき駐車料金等の精算を行い、会社は、令和4年12月27日付で、局に対し、242万7,816円の追加支払を行った。【1-ア】</p> <p>局は、令和5年1月11日付で会社宛て「令和4年財政援助団体等監査の指摘事項の是正及び再発防止について」を發出し、再発防止を指示した。【2-エ】</p> <p>会社及び局は、再発防止のため、契約改定時の業務フローを見直した。【2-エ】</p> <p>局はチェックリストを作成し、協定等の改定時に加え、年1回現地を確認することで再発を防止することとした。（初回は令和5年2月8日に実施）【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎			○			○	○
84	水道局（東京水道株式会社）	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの	<p>会社は、社内の執務室等における通信設備関係の工事に係る契約を締結している。会社は、作業依頼書を受注者に交付することで、作業の指示を行い、実施した作業項目・数量に応じて支払を行うこととしている。</p> <p>① 会社は、台東事業所にネットワークハブを設置することを受注者に指示しているが、履行状況を確認したところ、指示内容と異なった工種単価により支払われていた。会社に確認したところ、当初は5ポートのハブ設置を指示したが、その後レイアウト変更が生じ、受注者に口頭にて、8ポートのハブ設置を指示したとのことだった。しかし、指示を書面で行っていないため、履行及び支払が適切であったか確認できない。</p> <p>② 会社は、本契約において、インターネット配線や電話配線などの作業を指示している。会社は、作業実施後に受注者から提出される出来高調書によって数量を把握し、支払を行っている。数量を裏付ける資料の有無を確認したところ、会社から受注者に提出を求めているとのことだった。しかし、出来高調書における受注者からの報告に誤りがあった場合に、過大又は過少に代金を支払う恐れがあることから、出来高調書で報告された数量のみを根拠として支払を行うことは適切ではない。</p> <p>会社は、指示を書面にて適切に行うとともに、根拠となる資料の提出を受注者に求めるなどして、適切に数量を確認の上、支払を行われたい。</p>	<p>① 管理本部は、受託事業者への指示は必ず書面にて行うこと、当初の指示内容と異なるケースが発生した際はその都度、必ず書面にて変更作業依頼書を作成することを令和5年1月10日付通知文により周知徹底した。【2-エ】</p> <p>② 作業結果については現地（写真）確認等を行うことにより指示内容と出来高調書との突合を行うため、作業結果報告に、出来高調書の根拠となる現地写真等を添付するよう受託者に求めることを上記通知文により周知徹底した。【2-イ、2-ウ、2-エ】</p> <p>さらに、管理本部は、指摘に係る適切な契約手続の徹底について、令和5年2月6日付通知文により全社に周知徹底することにより再発防止に努めた。【2-エ】</p> <p>今後は、社の内部監査においても類似事象を確認し、再発防止策の効果を検証していく。</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎	○	○

85	水道局（東京水道株式会社）	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの	<p>① 会社は、「新封入封緘機室設置およびレイアウト変更工事について」の契約を指名競争入札により締結している。</p> <p>本契約について見たところ、簡易なレイアウトが添付され、什器・機器の移設や廃棄の指示が記載されているが、什器・機器の種類や数量等は記載されておらず、作業内容が不明瞭なものとなっている。</p> <p>また、会社は本契約の予定価格を設定する際に、本契約の受注者から下見積書を徴取しているが、その下見積書を見ると、作業内容により早朝や夜間等作業時間の条件があること、廃棄する機器の中にフロン回収が必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これらの内容は入札の際に提示している仕様書には全く明記されていない。</p> <p>② 会社は、お客さまセンターの事務処理部門の拠点集約に当たり、「令和3年度お客さまセンターにおける電話機移設・増設に伴う電話交換機・CTI系機器にかかる作業委託」の契約を締結している。</p> <p>本契約は、今回作業対象となる電話交換機、CTI系機器及び導入するソフトウェアの製造業者との特定契約（特命随意契約に相当するもの）であり、会社の契約事務規程により契約書の作成を省略して請書を徴している。</p> <p>その請書を見たところ、仕様書及び図面等が全く添付されておらず、どのような契約内容かが不明なものとなっている。</p> <p>会社は、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で、適切に契約手続を行われたい。</p>	<p>① 今後、レイアウト工事等の同様の契約において作業内容や条件等を明確にした仕様書を作成するため、仕様書に明記すべき事項のチェックリストを作成した。【2-ウ】</p> <p>② お客さまサービス本部は、請書受領は2名以上で行い、仕様書及び図面等の必要な書類が添付され、契約内容が明確になっている請書であるか、複数チェックを徹底するよう、令和5年1月13日付通知文により周知した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>また、管理本部は、取引先による仕様書等の添付忘れ防止のため、令和5年2月6日付で請書の様式変更を行い、提出の際は仕様書等を添付する旨を記載した。【2-イ】</p> <p>さらに、管理本部は、指摘に係る適切な契約手続の徹底について、令和5年2月6日付通知文により全社に周知徹底することにより再発防止に努めた。【2-エ】</p> <p>今後は、会社の内部監査においても類似事象を確認し、再発防止策の効果を検証していく。</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					○	◎	○

86	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの	<p>庁は、機構に対し、その運営に要する経費に対し、補助金を四半期ごとに概算払により交付している。</p> <p>概算払については、「東京都会計事務規則」及び「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について」により、要件を全て満たす場合には、その都度の精算を省略させることができるとされている。</p> <p>そこで、令和2年度及び令和3年度の概算払の状況について見たところ、第2四半期以降の交付に際して、①一部で状況報告書の提出前に機構からの請求に対して交付していること、②状況報告書では執行済額の確認のみで次期の所要額の記載がないにもかかわらず交付していることから、精算時には第4四半期の交付額以上の返還が生じていることが認められた。</p> <p>会計管理者が定める精算を省略できる要件には、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握した上で、交付金額は適正な金額を算定し、必要最小限度とすることとある。このことから、庁が機構に対し、状況報告書や所要額の確認を行うことなく、年間計画どおり交付している状況は、この要件を満たしているものとは認められず適正でない。</p> <p>庁は、概算払を適正に行われたい。</p>	<p>令和5年2月7日に総務部教育政策課内で、指摘事項や会計管理局通知の内容について、再確認を実施した。また、総務部法務監察課が、令和5年2月22日、庁内全ての所属に対して配信される「監察通信」により監査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>令和4年度第3四半期の状況報告書の提出に際し、今後の執行見込の記載を機構に指示し、必要額を交付するよう改めた。</p> <p>令和5年2月16日付令和5年度公益財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱において、状況報告書の様式に今後の執行見込を記載する旨を追記した。【2-ア】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
				◎			○
87	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	(委託料に係る概算払について) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの	<p>庁は、東京都国際交流コンシェルジュ業務等の事業を実施するため、機構と委託契約を締結し、その経費の全額を概算払により一括して支出している。</p> <p>概算払は、支出の特例として、債権者に概算をもって支出するものであり、概算で支払う額は厳に必要限度にとどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならない。</p> <p>庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、委託事業の一部について中止する必要が生じたため、機構と協議の上、契約金額の減額を伴う契約変更を行った。</p> <p>当該契約書の仕様書には、委託経費の支払について、「委託者は受託者に、本業務に要する経費として契約金額の範囲内の金額を概算払により支払う。」と定められており、年度当初に概算払で一括して支払われた契約金額のうち、契約金額の減額により、契約金額を超えている金額については、速やかに返還を求めらるべきである。</p> <p>しかし、減額分の返還は年度末の精算時まで行われず、結果として契約変更日から7～12か月の間、機構へ不要な金額を概算払により支出したままの状態となっていた。</p> <p>庁は、今後は、契約変更による契約金額の減額が生じた場合は、機構へ速やかに返還を求められたい。</p>	<p>監査結果を令和5年2月13日に行った指導部部課長会で周知するとともに、指導部管理課経理担当内で改めて周知し再発防止を図った。また、総務部法務監察課が、令和5年2月22日、庁内全ての所属に対して配信される「監察通信」により監査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。</p> <p>上記周知に当たり、今後、概算払を要する契約において、減額を伴う契約変更が生じた際は、契約額を超えている金額について速やかに返還を求めるとの旨周知徹底し再発防止を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

88	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの	<p>庁は、都立学校の所有する施設設備を適正に維持管理するために 機構と契約を締結している。仕様書では、①施設保全に伴う小規模な修繕及び日常的に発生する小規模な修繕、②校地内樹木等のカラス・スズメバチ等の営巣除去・処分、③前記①及び②の執行管理、学校別業務執行状況等の管理調整を行うこととしているが、庁から機構へ発注された工事の内容について見たところ、空調設置工事等、仕様書等には規定されていない工事が認められた。</p> <p>本来であれば、仕様書に規定されていない業務を実施させる場合には、契約変更手続を行う必要があるが、庁はこれを行っておらず適切でない。</p> <p>庁は、契約変更に係る手続を適切に行われたい。</p>	<p>令和4年12月15日に開催した本庁・学校経営支援センターの施設担当者と機構により構成する施設業務移管プロジェクトチームにおいて、令和5年度契約に向けた仕様書の検討時に、当該監査結果を周知し、再発防止について注意喚起するとともに、仕様書に小規模な改修工事が含まれることを明示した。</p> <p>また、総務部法務監察課が、令和5年2月22日、庁内全ての所属に対して配信される「監察通信」により監査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。【2-イ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
89	都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)	長期修繕計 画について	<p>会社は、平成29年3月に、令和18年度までの長期修繕計画を策定し、収支計画書等により、その時点での長期的資金需要を把握している。この長期修繕計画の運用ルールは、工事施工状況及び次年度工事実施計画に従い常に最新の状況を維持すること、取り組むべき事項を適切に反映し直近5か年は特に実施に向けて精査することなどとされており、会社は、これに基づき、長期修繕計画を毎年度更新している。</p> <p>この計画について見たところ、</p> <p>① 受変電設備工事が、3年間にわたり実施することとなったが、これが、次年度以降の更新された長期修繕計画及び過年度の実績及び次年度の工事実施計画を表す「大規模修繕一覧（100万円以上）2016～2036年度計画」に反映されていない。</p> <p>② 複数年度にわたり実施する改修や工事について、複数年度に分けて計上している場合と、初年度に一括計上している場合があるなど、長期修繕計画への計上の仕方が異なっている。</p> <p>などの状況が見受けられた。</p> <p>長期修繕計画の運用ルールに照らせば、長期修繕計画は、計画に対する実績及び最新の計画を表すものであり、その策定や修正に当たっては、実現可能性を踏まえ、将来的なキャッシュフローを検証し、費用面での調整を行うとしていること、また、長期修繕計画は、収支計画をはじめ、所有ビルの設備更新に係る経営判断において重要な材料であることから、これに資する有効なものとするため、最新の工事施工状況等や契約等に基づく資金需要の時期・金額等を反映・精査し、的確に更新することが肝要である。</p> <p>会社は、長期修繕計画の進捗管理及び更新、収支計画への反映をよりの確に行うなど、長期修繕計画について、最適化を図ることが望まれる。</p>	<p>会社は、令和5年2月に長期修繕計画と大規模修繕一覧（100万円以上）の作成方法を見直し、複数年度にわたる工事についても、年度ごとに支払金額を計上するように統一した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>また、会社は、令和5年2月14日に、会社の全体会議において、この度の指摘内容を使用して、注意喚起を行った。</p> <p>さらに、令和5年2月14日に、収支計画を作成する総務部門と長期修繕計画を所管する施設部門との間で定期ミーティングを開催し、担当間での情報共有に取り組んだ。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	

90	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	委託金額の支払要件の整理について	<p>令和2年度における協会の管理運営業務の実施状況報告書を見たところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発出による休園等のため、実施できなかったものがあることが認められた。</p> <p>これらの事業の中止に伴う事務処理について見たところ、協会は、フローラルコンサートに係る出演委託契約及び音響委託契約について、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止としたときに契約金額変更をしない旨の仕様書を根拠に、契約金額全額を支払ったことが認められた。</p> <p>今後、不測の事態に伴う事業の中止により、締結した契約を途中で終了させる事態も想定される。このような場合においては、当該契約の目的、業務の進捗割合、終了時期等に応じて契約金を支払うことも想定されることから、契約ごとに支払要件を仕様書等において定めることを検討する必要がある。</p> <p>協会は、協会の責めに帰することができない事由により、受託者が業務を遂行できない場合における委託金額の支払要件の整理について検討が望まれる。</p>	<p>協会は、感染症等の不測の事態に伴う事業の中止により、契約の履行ができなくなった際の支払要件について仕様書に追記し、令和5年1月16日から運用を開始した。【1-エ】</p> <p>協会は、令和5年3月27日付通知文及び同日開催の公園事業部部課長会において今回の意見内容及び新たな仕様書の運用の徹底について周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○
91	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 都が実施する大規模改修について	<p>公社の中規模修繕の計画及び実績を見たところ、大規模改修を終えた新京橋駐車場において、大規模改修工事の対象である設備の補修等を実施していることが認められた。</p> <p>大規模改修後に中規模修繕を繰り返し実施することは、不経済かつ非効率であることはもとより、施設の利用制限や利用環境の低下など、都民サービスの低下を招きかねないことから、局は、大規模改修に当たっては、必要な機能の更新など、改修内容の計画的な検討・精査した基本計画を策定すること、また、設計や施工に係る打合せ等において、必要な機能の更新の要望・交渉や設計・施工中等に判明した不具合等の対応を的確に行うことにより、効率的かつ効果的な大規模改修の実施を図ることが重要である。</p> <p>局は、将来新たに実施する大規模改修に当たっては、計画的に効率的かつ効果的な基本計画を策定することが望ましいが、そのためには、現在実施中の大規模改修において、実施設計や施工に係る打合せ等を活用して的確な対応を行うことはもとより、その情報・経験を蓄積・継承する体制を構築することにより、将来の大規模改修への反映を確実なものとするのが望まれる。</p>	<p>道路管理部は、令和5年2月17日付で、駐車場施設に対する技術的な視点での意見・協力ができる組織体制を構築し、具体的な役割を明確にした体制表及び連絡フローを作成した。【2-ウ】</p> <p>また、令和5年2月22日開催の部課長会にて、部内関係者へ意見内容及び今後の組織体制について周知徹底した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

92	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 利用者の視点を重視した表示について	<p>大規模改修後の八重洲駐車場のトイレについて見たところ、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 地下1階及び地下2階のトイレについて、歩行者通路等からの認識が容易な壁面から垂直に張り出した表示板等がないため、トイレの正面付近まで行かないと、見つけることが困難な状況である。</p> <p>② 地下1階及び地下2階トイレのうち、トイレ脇等が階段及び非常口である場合において、その付近の天井から吊るされた階段等の案内表示がトイレの表示を含んだものとなっていない。</p> <p>施設設置者である局は、大規模改修に当たっては、設計・施工に係る打合せ等や完成引渡し時において、利便性・安全性等の利用者の視点を重視した確認や要望を行うこと、再開場に当たっては、表示が必要かつ十分なものとなっているか検証するとともに必要に応じた対応を講じることが求められる。</p> <p>局は、施設設置者として、利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応することが望まれる。</p>	<p>令和4年10月下旬に、利用者の利便性向上のため、天井から吊るされた階段等の施設案内表示などにトイレの表示を追加した。【1-イ】</p> <p>道路管理部は、令和5年2月22日開催の部課長会にて今回の意見を周知し、注意喚起した。</p> <p>また、部は、令和5年1月27日に指定管理者との情報連絡会で今回の意見を周知し、指定管理者の施設点検において、利用者視点を重視した確認を行うよう指導した。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎					○	

〔令和3年・令和4年行政監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
93	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきもの	<p>局は、宿泊療養施設等から排出される一般廃棄物について、単価契約により収集運搬を委託している。</p> <p>一般廃棄物収集運搬委託契約を起案する際には、予定単価の内訳を収集運搬代金と処分手数料とに区分して、支出科目をそれぞれ役務費及び委託料とするとともに、処分手数料には消費税を加算しないことを記載しておくべきであり、契約書の内訳書にも、単価の内訳と消費税の扱いについて明記しておく必要がある。</p> <p>単価区分を収集1回当たり〇円(処分手数料込)又は収集量1kg当たり〇円(処分手数料込)としている契約について支払状況を確認したところ、全ての案件で契約単価を収集運搬代金と処分手数料とに区分しておらず、支出科目を役務費のみとしており、それぞれ収集回数又は収集量に、契約単価の全額を乗じた上で消費税を加算して支払っていることが認められた。</p> <p>局は、処分手数料に当たる金額を適切に支払い、また、消費税の加算も適切に行っているとしているが、契約単価の内訳が明確にされていないことから、処分手数料に当たる金額が過不足なく支払われ、処分手数料には消費税を加算していないことを確認することができない。</p> <p>局は、一般廃棄物収集運搬委託契約について、契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出されたい。</p>	<p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し適正な支出科目で契約・支出するよう指示することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>令和5年度準備契約の起案に当たり、予定単価を収集運搬代金と処分手数料に区分して、支出科目をそれぞれ役務費及び委託料とした。</p> <p>また、契約書の内訳書には、単価の内訳と処分手数料に消費税を加算しないことを明記した。【2-イ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

94	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 予定単価を適切に積算すべきもの	<p>局は、宿泊療養施設の一般廃棄物収集運搬契約の予定単価について、契約更新に当たっては更新前の契約単価を予定単価としており、施設ごとの契約単価の違いについてはその理由を精査していない。このため、次の状況が認められた。</p> <p>① 仕様書の内容が同じで排出場所のみが異なる案件について、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じており、結果として契約単価にも大きな差が生じている例が多数ある。予定単価が異なる合理的な理由は認められず、経済的な積算とは言えない。</p> <p>② 隣接あるいは近接しており、仕様書の内容は変わらず、想定排出量も同じである施設について、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じており、結果として契約単価にも大きな差が生じている例が複数ある。予定単価が異なる合理的な理由は認められず、経済的な積算とは言えない。</p> <p>③ 同一の施設で、業務内容は変わらず想定排出量が倍増しているにもかかわらず、予定単価を同額とした結果、契約単価も同額となっている例が複数ある。想定排出量の増加に伴って予定単価に含まれる処分手数料が増加するのであるから、予定単価を増額しなければ契約不調となるおそれがあり、また、受託者を不当に圧迫することになる。</p> <p>各事例について、局は、受託者からのヒアリングや実勢価格に基づいて、契約更新時の予定単価を更新前の契約単価と同額としたとしているが、ヒアリング及び実勢価格の調査に関する記録は残されていないことから、契約ごとに予定単価が異なったまま契約手続を行った理由は明らかでない。</p> <p>局は、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算されたい。</p>	<p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を周知し、近接した施設等は、仕様書の内容が同一であれば統一した予定単価の積算を行うよう、また、積算の根拠資料を残し予定単価を適切に積算するよう指示することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>令和4年度から近接した施設をまとめた一般廃棄物収集運搬委託契約の仕様書を見直しており、近接した地域ごとに統一した予定単価の積算を行っている。また、令和5年度準備契約では、収集運搬代金と処分手数料に区分し、特別区内の施設について、統一した処分手数料を用いて適切に積算している。【2-イ】</p>
			1	2
			ア	ア
			イ	イ
ウ	ウ			
エ	エ			
○	○			

95	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの	<p>多くの宿泊療養施設の一般廃棄物収集運搬委託契約では、収集1回当たりの単価で契約しており、1回当たりの想定排出量は1200の袋50個とされている。1袋当たりの重量は10kg相当と算定できるため、1回当たり500kg程度を収集した場合に適切な金額となる。</p> <p>そこで、施設の収集実績を見たところ、全体で781回の収集のうち450kg(想定の9割)以上収集していたのは、全収集回数の2割に過ぎないことが認められた。また、1回当たりの平均収集量は約314kgであり想定6割強にとどまっている。</p> <p>さらに、契約単価には処分手数料が含まれており、上記のことから500kg分の処分手数料が含まれていると考えられるが、総収集量に係る処分手数料は380万余円であるのに対し、想定量500kgの781回分の処分手数料は605万余円であり、これらの差額は224万余円となる。</p> <p>廃棄物の排出量は利用者の多寡によって増減するのであり、これらのことから現状の収集1回当たりの契約単価は合理的ではなく、消毒の実施など衛生面を考慮した上で排出量が少量の場合の収集間隔を設定すること、収集した袋数や重量当たりの単価とすることなどで、収集量に見合った代金を支払うべきである。</p> <p>宿泊療養施設に限らず、東京都大規模接種会場、酸素・医療提供ステーション及び感染拡大時療養施設においても収集1回当たりの単価で契約している例が多数認められることから、局は、一般廃棄物収集運搬委託について、収集量に見合った支払となるよう契約を見直されたい。</p>	<p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、一般廃棄物収集運搬委託契約に当たっては、収集量に見合った支払となるよう指示することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>令和5年度準備契約において、予定単価を収集運搬代金と処分手数料に区分して、収集量に見合った支払となるよう処分手数料の単価をkg単位に設定した。【2-イ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
96	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 精算を適正に行うべきもの	<p>宿泊療養施設(コンフォートホテル東京東日本橋)の運営に係る資金前渡の事務処理について見たところ、令和4年2月分として受けた前渡金によって発注した物品について、同月中に支出し精算しておらず、翌3月分の前渡金で支出し精算しており適正でない。</p> <p>局は、前渡金の精算を適正に行われたい。</p>	<p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、資金前渡によって発注した物品について、翌月にまたがり支出・精算しないよう再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の軽症者に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、資金前渡の支出・精算に当たっての注意事項を追加した。【2-ウ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

97	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 送料を適正な科目で支出すべきもの	宿泊療養施設(ファーイーストビレッジホテル東京有明)では、購入した段ボールの送料1万4,476円を一般需要費で支出している。 しかし、「予算説明中の節の経費内容説明」によれば、運搬料は役務費とすべきであり支出科目が適正でない。 局は、送料を適正な科目で支出されたい。	感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、送料は役務費であること、また、一般需要費など役務費以外も含まれる代金引換払の際は特に注意を要するよう再発防止の徹底を図った。 【2-エ】 また、新型コロナウイルス感染症の軽症者に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、支出科目に係る注意事項を追加した。【2-ウ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
98	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの	各宿泊療養施設は、資金前渡による物品購入に当たり、通信販売を利用していることに伴い、ポイントが付加される割引サービスを利用している。 割引サービスの利用に当たっては、「資金前渡の支払における各種割引サービスの利用について(通知)」による各種割引サービス利用基準に基づいて行うことができ、各種割引サービスの利用の趣旨は、次回に資金前渡で支払う必要が生じた場合に、割引を受けて公金を有利に支出しようというものである。 付加されたポイントは購入代金の支払に使用できるものであり、各種割引サービスの利用の趣旨に基づけば、ポイントが残留しているときは、ポイントからの充当による支払を優先すべきであるにもかかわらず、多くの施設で数千円から最大で20万円以上のポイントが不必要に残留しており適切でない。 事故発生予防の観点からも、局は、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行われたい。	各宿泊療養施設において、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行い、令和5年1月31日現在、いずれの施設でも1,000ポイント以上の残留は解消された。【1-エ】 感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントを積極的に利用するよう指示することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

99	福祉保健局	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に関し必要な措置を定めるべきもの	<p>局は、宿泊療養施設の運営に当たって、委託を行っている。</p> <p>個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例では、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれる場合、実施機関は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、委託を受けた者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとされている。また、「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」では、委託の趣旨、目的に応じて、「事故発生時における報告義務」や「個人情報の複写及び複製の禁止に関する事」等の事項を契約書等に記載することとされている。</p> <p>宿泊療養施設のうち、品川プリンスホテルイーストタワーに係る宿泊療養施設運営支援業務委託契約を見たところ、個人情報の保護に関する事項について、仕様書では、「受託者は、この契約の履行に関して知り得た入所者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。」としているが、他の事項については定めがなかった。通達で契約書等に記載することとされている事項について、定めていないことは、適正でない。</p> <p>局は、運営支援業務委託において、個人情報の保護に関し必要な措置を定められたい。</p>	<p>品川プリンスホテルイーストタワーに係る宿泊療養施設運営支援業務委託契約について、令和4年11月履行開始の契約から、個人情報保護条例に基づく記載事項を記した特記仕様書を添付した。【1-エ】</p> <p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、個人情報を扱う業務委託等では、個人情報保護条例に基づく特記仕様書を添付するなど、個人情報の保護に関し必要な措置を仕様書に定めるよう再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○
100	福祉保健局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの	<p>局は、自宅療養者向け健康観察システムを運用するに当たり、外部サービスのクラウド（Team）及び通信アプリ（LINE）を利用して、自宅療養者の健康状態に係る機密性Aの情報を取り扱っている。</p> <p>東京都サイバーセキュリティ対策基準では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめCISOの許可を得ること。」とされている。</p> <p>そこで、健康観察システムについて確認したところ、CISOの許可を得ずに、外部サービスを利用して機密性Aの情報を取り扱っており適正でない。</p> <p>局は、機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行われたい。</p>	<p>令和4年11月1日付4デ総セ第261号「東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づく許可について（通知）」によりCISOの許可を得た。【1-エ】</p> <p>感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、職員等が外部サービスにて機密性A又はBの情報を取り扱う場合は、CISOの許可を得るよう指示することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○

103	産業労働局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの	<p>局は、協力金の支給を適正かつ円滑に行うことを目的とした委託契約を締結し、協力金に関する情報発信、申請受付、審査等を行うことができるポータルサイトの構築、運用を行わせており、これらのシステムは、外部サービスのクラウドを利用して申請者の住所等機密性Aの情報を取り扱っている。</p> <p>東京都サイバーセキュリティ対策基準では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめCISOの許可を得ること。」とされている。</p> <p>そこで、契約で構築したポータルサイトについて確認したところ、CISOの許可を得ずに、外部サービスを利用して機密性Aの情報を取り扱っており適正でない。</p> <p>局は、機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行われたい。</p>	<p>局は、飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金支給事業の実施において、令和4年12月6日にCISOの許可を得た。また、休業要請・営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業の実施において、令和5年2月6日にCISOの許可を得た。【1-エ】</p> <p>飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金支給事業について、令和5年2月13日に、外部サービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、CISOの許可を得る必要があることを周知した。【2-エ】</p> <p>また、休業要請・営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業について、令和5年1月24日付通知文により、監査結果を周知するとともに、契約案件に係るチェックシートを配付し、再発防止を注意喚起した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>さらに、令和5年2月10日付通知文により局内に当該指摘事例及び適正な事務処理について周知した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎			○	○
104	産業労働局 (公益財団法人東京都 中小企業振興公社)	補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの	<p>公社が局に提出している補助事業「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」の実績報告の内容を確認したところ、令和3年3月31日までに助成金の額の確定を行っているにもかかわらず、令和2年度の公社補助事業の実績報告に計上せず、令和3年度の出えん事業の実績に計上していることが認められた。</p> <p>局は、公社での助成金の支出日により、補助事業に計上するか、出えん事業に計上するかを判断し、公社に指示を行ったとしており、公社は局の指示に従って実績額を計上し、実績報告書を提出したとしている。</p> <p>しかし、公社が助成金の額の確定を行った時点で助成金を支出することは確定しているのであるから、支出の年度所属は債務の発生を確認した日である助成金の額の確定の日とするべきであり、令和3年度の実績額に計上していることは適正でない。</p> <p>この結果、令和2年度の補助実績は過小に、令和3年度の出えん事業の実績は過大に報告されている。</p> <p>公社は、補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行われたい。また、局は、公社に対し適正な指示を行われたい。</p>	<p>公社は、令和5年2月16日付通知文により社内に当該指摘事項を踏まえた適正な経理事務の遂行について周知した。</p> <p>また、局は、令和5年2月15日付通知文により当該指摘事項を踏まえた適正な経理事務の遂行について周知した。</p> <p>さらに、令和5年2月10日付通知文により局内に当該指摘事例及び適正な事務処理について周知した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

令和 5 年 度
登 録 第 2 号

令和 5 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 1 回）

令和 5 年 6 月 発 行

編 集 ・ 発 行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03（5321）1111（代表）
都庁内線 55－531
03（5320）7017（直通）

URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社
電 話 03（3433）1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています